

2025. 6. 13

イーストスプリング・アジア・オセアニア 好配当株式オープン(毎月分配型)

追加型投信／海外／株式

◆この目論見書により行なう「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月12日に関東財務局長に提出しており、2025年6月13日にその効力が発生しております。

| | |
|--------------------------------------|----------------------------------|
| 有価証券届出書提出日 | : 2025年6月12日 |
| 発行者名 | : イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | : 代表取締役 佐藤 輝幸 |
| 本店の所在の場所 | : 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング |
| 有価証券届出書(訂正届出書を含みます。) の写しを縦覧に供する場所 | : 該当事項はありません。 |

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

一 目 次 一

| | 頁 |
|---------------------------|----|
| 第一部【証券情報】 | 1 |
| 第二部【ファンド情報】 | 3 |
| 第1【ファンドの状況】 | 3 |
| 第2【管理及び運営】 | 40 |
| 第3【ファンドの経理状況】 | 45 |
| 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 | 64 |
| 第三部【委託会社等の情報】 | 65 |
| 約款 | |

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年6月13日から2025年12月16日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に実質的に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

| 単位型投信・ 追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|-----------------|--------|-------------------|
| 単位型投信 | 国 内 | 株 式 |
| | 海 外 | 債 券 |
| 追加型投信 | 内 外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|---------------|-------------|--------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年 1回 | グローバル | | |
| | 年 2回 | 日本 | | |
| | 年 4回 | 北米 | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年 6回 (隔月) | 欧州 | ファミリーファンド | あり () |
| | | アジア | | |
| | 年 12回 (毎月) | オセアニア | | |
| | 日々 | 中南米 | ファンド・オブ・ファンズ | |
| | その他 | アフリカ | | |
| | | 中近東 (中東) | | |
| 不動産投信 | | | | |
| その他資産 (投資信託証券 (株式)) | | | | |
| 資産複合 () | | エマージング | | |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | | | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分
 - (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
 - (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
 - (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
 - (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
 - (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
 - (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
 - (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
 - (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分
 - (1)株式
 - ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - (2)債券
 - ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
 - (3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
 - (4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
 - (5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 - ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 - ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ペア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 日本を除くアジアおよびオセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とします。

- ▶ 主として、日本を除くアジアおよびオセアニア地域の株式に実質的に投資を行い、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。
- ▶ 定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。
- ▶ 国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析することで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。



(2025年3月末現在)

主要投資対象国・地域は今後変更される場合があります。
また、実際の投資にあたっては、上記の国・地域のすべてに投資するとは限りません。

2 マザーファンドの運用は、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが行います。

- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

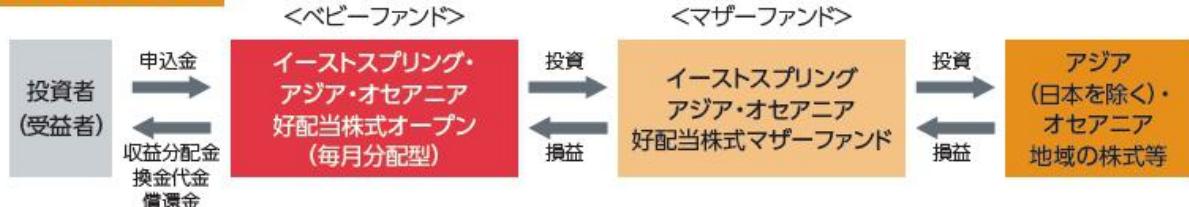
充実したアジアのネットワーク

- ◆ イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける16の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。
- ◆ イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。



(2025年3月末現在)

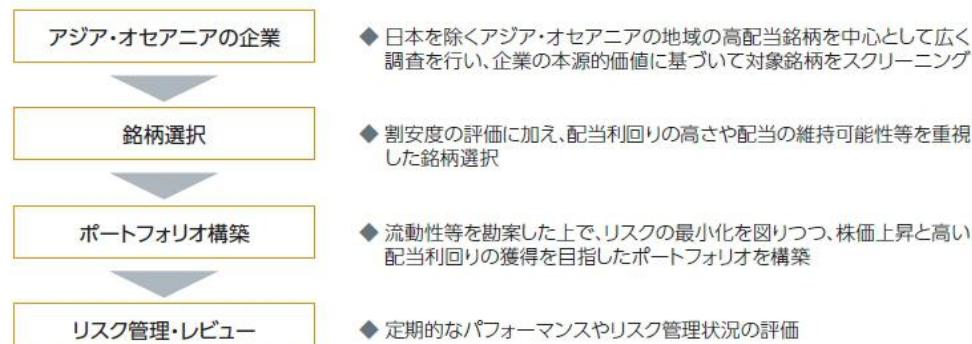
ファンドの仕組み



- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」への投資を通じて、主として日本を除くアジアおよびオセアニア地域の株式に投資します。
- ・「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

<アジア・オセアニア株式の運用プロセス>

- ▶ 徹底した企業調査に基づいたバリュー投資を基本としつつ、中長期的な成長が期待できるアジア・オセアニア地域の株式の中から、配当利回りの高い銘柄に着目して投資します。



※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

3 原則として、為替ヘッジを行いません。

- ▶ 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

4 毎月14日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配を行います。

- ▶ 原則として、毎決算時に、主に配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。
- ▶ 3月、6月、9月、12月の決算時には、配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して分配を行います。
- ▶ 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

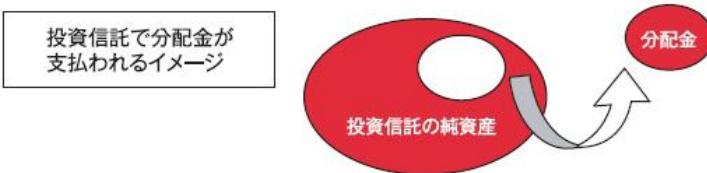
主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

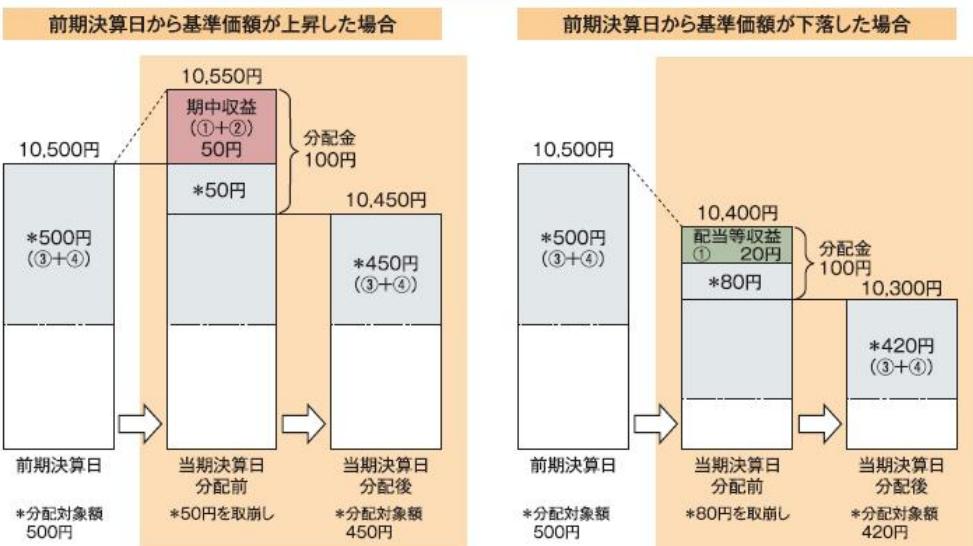
〔収益分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



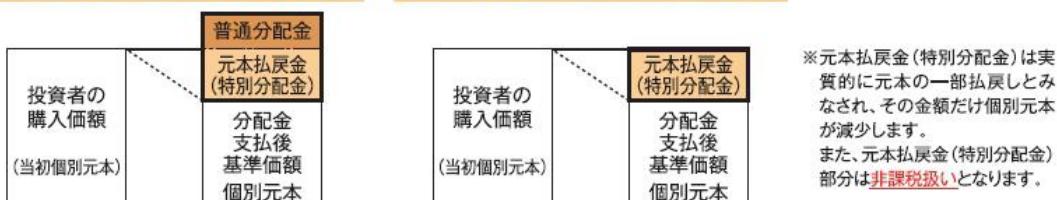
(注)分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益 評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻戻金:個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

④ 信託金限度額

- ・5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2006年3月30日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2012年2月14日

- ・ファンド名称変更

新名称：イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）

旧名称：P C Aアジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）

- ・マザーファンド名称変更

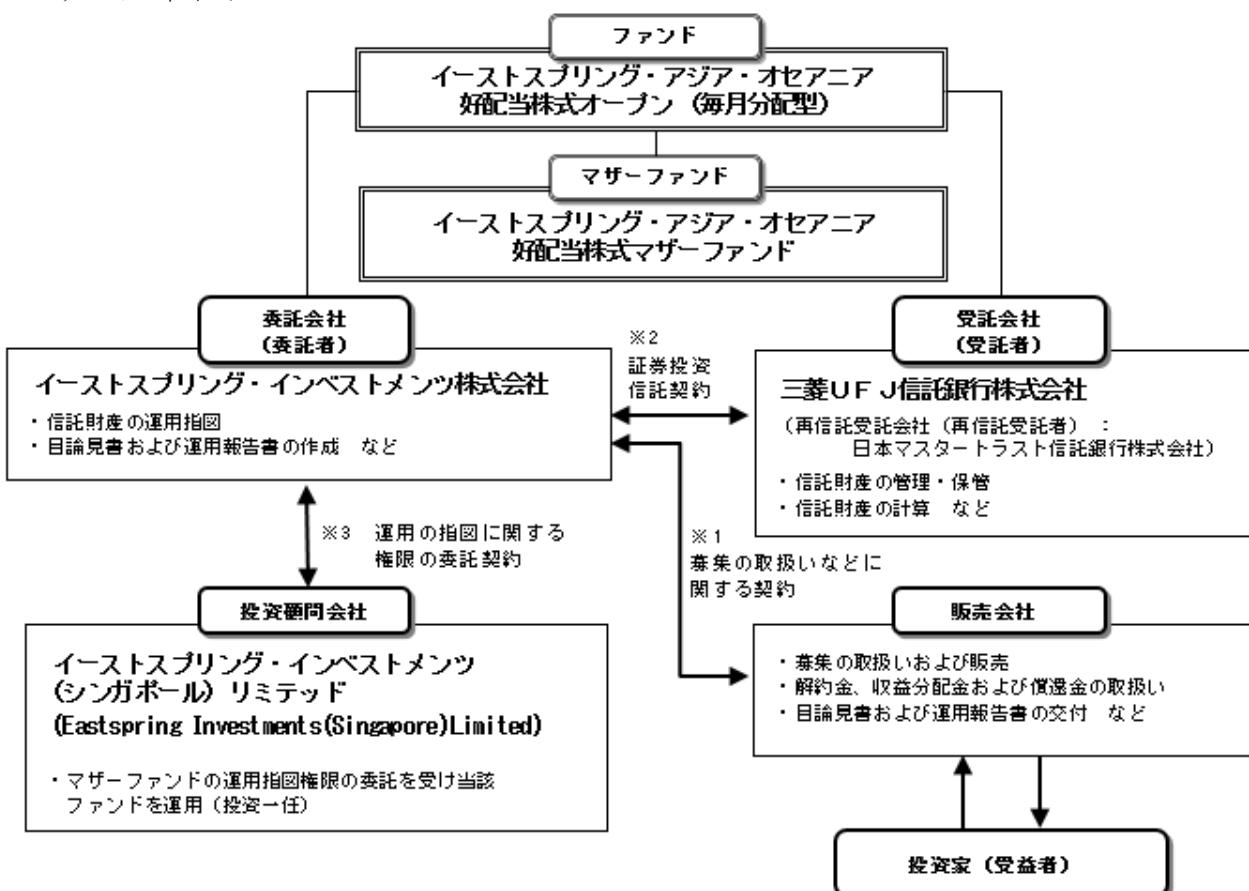
新名称：イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

旧名称：P C Aアジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

- ・マザーファンドの投資顧問会社の商号を「イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2025年3月末現在）

1) 資本金

649.5百万円

2) 沿革

| | |
|----------|--|
| 1999年12月 | 「ピーピーエム投信投資顧問株式会社」設立 |
| 2000年1月 | 投資顧問業の登録 |
| 2000年5月 | 投資一任契約にかかる業務の認可を取得 |
| 2000年5月 | 証券投資信託委託業の認可を取得 |
| 2002年1月 | ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更 |
| 2007年9月 | 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録 |
| 2010年12月 | P C Aアセット・マネジメント株式会社へ商号変更 |
| 2012年2月 | イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更 |

3) 大株主の状況

| 株主名 | 住 所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---------------------------------------|------------------------------|----------|------|
| イーストスプリング・インベストメンツ・グループ・ピーティーイー・リミテッド | シンガポール共和国 018936、ストレイツ・ビュー 7 | 23,060 株 | 100% |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。
- ② 定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。
- ③ 国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、附加值を高めることを目指します。
- ④ 実質組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

<イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）>

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 金銭債権（イ）およびニ）に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を主としてイーストスプリング・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律の規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律の規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの
なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および17) の証券のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③の1) から6) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド>

日本を除くアジア・オセアニア地域の株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ) 金銭債権（イ）およびニ）に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ニ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者（委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 資産の流動化に関する法律の規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 資産の流動化に関する法律の規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および17) の証券のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 投資対象とする金融商品
委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

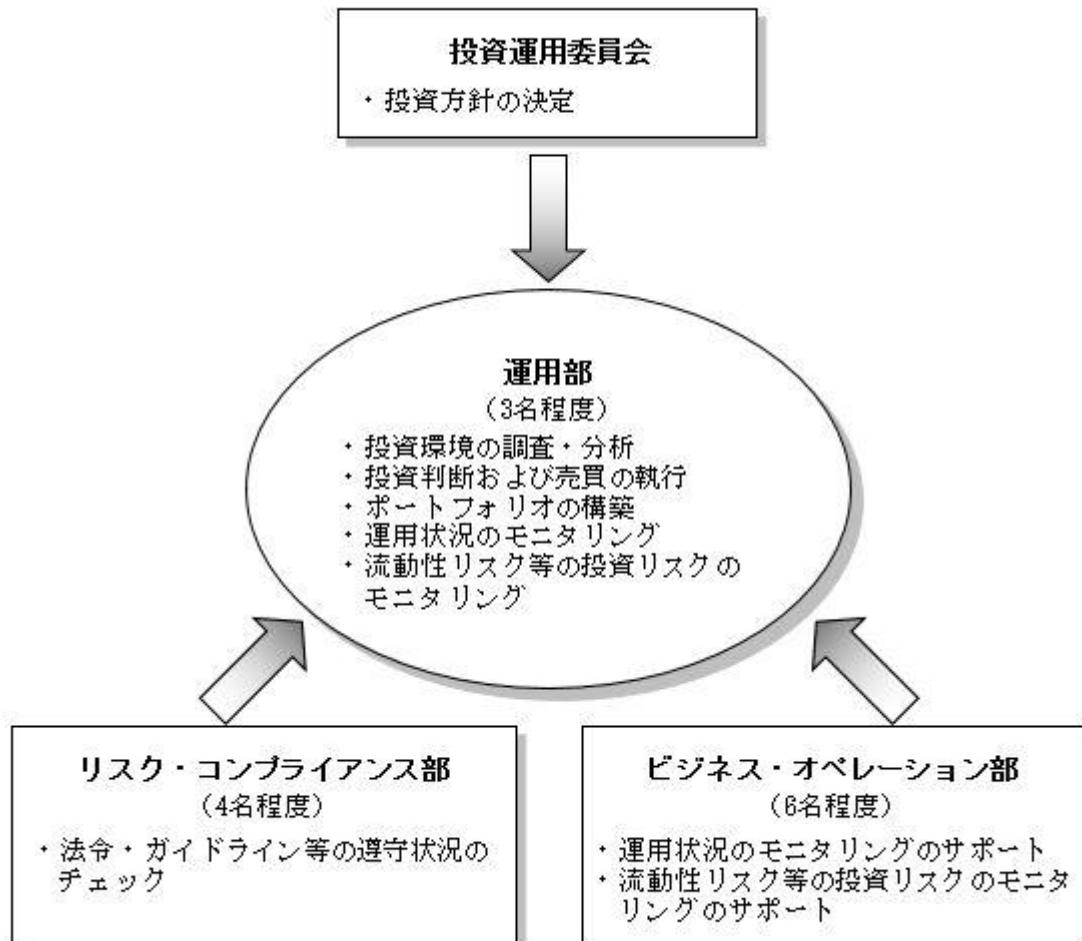
<イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド>

| 運用の基本方針 | |
|-----------|---|
| 基本方針 | この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 日本を除くアジア・オセアニア地域の株式を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <p>① 主として、日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。</p> <p>② 定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。</p> <p>③ 国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。</p> <p>④ イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p>⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑥ 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> |
| 主な投資制限 | <p>① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑦ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条の範囲で行います。</p> <p>⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスボージャー、債券等エクスボージャーおよびデリバティブ取引等エクスボージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> |
| 収益分配 | 収益分配は行いません。 |
| ファンドに係る費用 | |
| 信託報酬 | ありません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| その他の費用など | 組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。 |
| その他 | |
| 委託会社 | イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ 信託銀行株式会社 |

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

<委託会社の運用体制および内部管理体制>



1. 投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、流動性リスク等の投資リスクのモニタリングも行います。

<運用体制に関する社内規則>

委託会社は、投資運用業の業務運営に関する社内規程に則り運用を行います。

<委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制>

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行います。

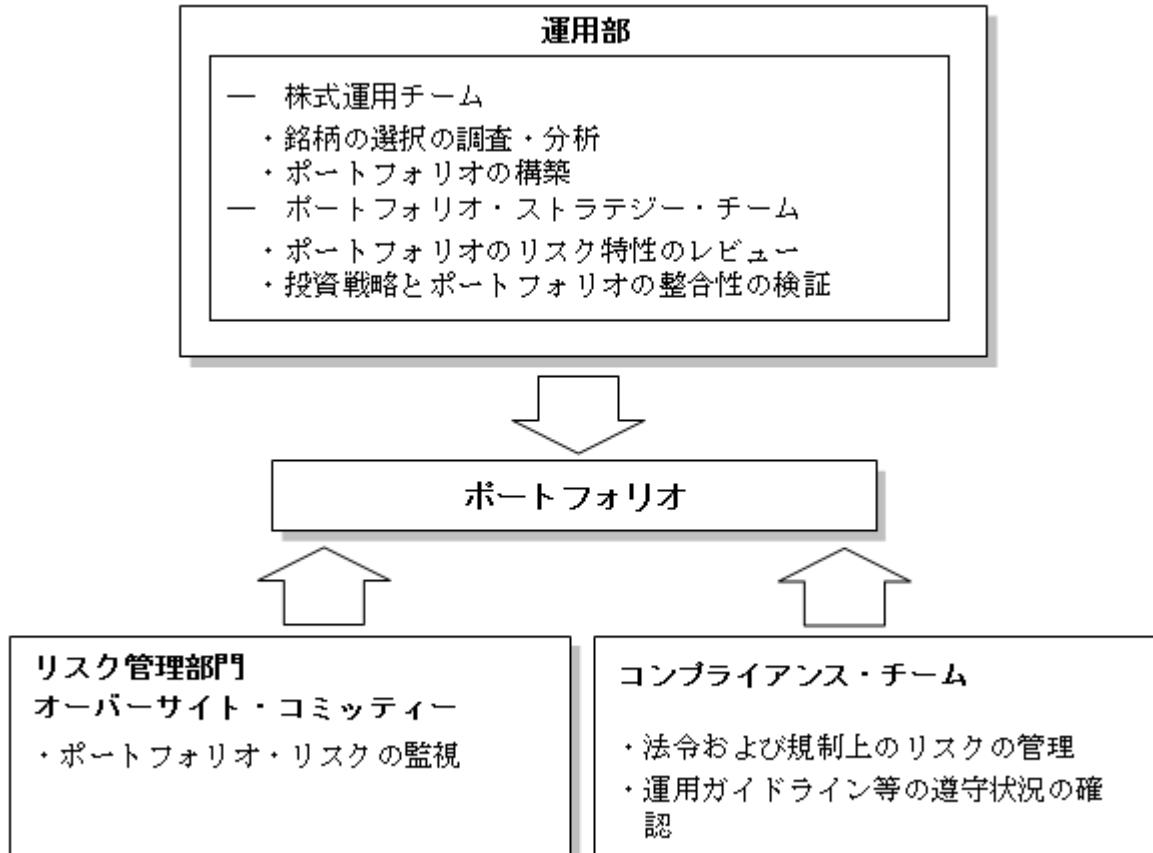
また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行います。

投資顧問会社に対しては社内規程に則り、経営管理態勢や業務執行態勢等に関して規定で定める事項について継続的に審査および評価を行い、その結果を投資運用委員会に報告します。

委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社に当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

※上記体制は2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<投資顧問会社の運用体制>



1. 運用部の株式運用チーム（以下「運用チーム」）が、個別銘柄の調査・分析を行います。
2. 運用チームのポートフォリオ・マネジャーはアナリストを兼務し、調査分析を行います。分析結果をチームで共有し、投資方針に基づきポートフォリオの構築を行います。
3. 運用部はリスク管理も運用プロセスの一部とし、ポートフォリオ・ストラテジー・チームが週次にてリスク特性のレビューおよびポートフォリオの精査を行います。
4. 運用チームから独立したリスク管理部門や四半期ごとに開催されるオーバーサイト・コミッティーにおいて、ポートフォリオ・リスクの監視を行います。また、コンプライアンス・チームでは、法令および規制上のリスクを管理し、運用ガイドライン等の遵守状況の確認を行います。

※上記体制は 2025 年 3 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

第3期決算時（平成18年7月14日）以降、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 原則として、毎決算時に、主に配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。また、3月、6月、9月、12月の決算時には、配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等から、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）＞

1) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

2) 株式への実質投資割合には制限を設けません。

3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

5) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

6) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

7) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物・外国為替取引により資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、約款第28条、第29条および第30条の範囲で行います。

8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

9) 投資する株式等の範囲

イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

10) 信用取引の指図範囲

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ロ) イ) の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 二) ロ) において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付にかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 11) 先物取引等の運用指図・範囲
- イ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 - ロ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 12) スワップ取引の運用指図・範囲
- イ) 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - 二) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - 二) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 14) デリバティブ取引等に係る投資制限
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 15) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ロ) イ) の1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 16) 有価証券の空売りの指図範囲
- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第33条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ) の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 17) 有価証券の借入れ
- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ) の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- 18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 19) 外国為替予約取引の指図
- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。
- ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ニ) イ) およびロ) において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 20) 資金の借入れ
- イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合を当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないものとします。
- ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド>

- 1) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- 6) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- 7) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、約款第 21 条、第 22 条および第 23 条の範囲で行います。

- 8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 9) 投資する株式等の範囲
- イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 10) 信用取引の指図範囲
- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ) の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 11) 先物取引等の運用指図・範囲
- イ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 - ロ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 12) スワップ取引の運用指図・範囲
- イ) 委託者は、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 二) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 二) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 14) デリバティブ取引等に係る投資制限
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

15) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図することができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ) の1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

16) 有価証券の空売りの指図範囲

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第24条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図することができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ) の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

17) 有価証券の借入れ

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ) の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

19) 外国為替予約取引の指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。
- ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

② 法令による投資制限

1) 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。

2) デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行うこと、または継続することを受託会社に指図しません。

3 【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因およびその他の留意点

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

① 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。実質的に組入れた株式の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 為替変動リスク

為替相場は、投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

③ 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

④ 流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑤ カントリーリスク

一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

⑥ 投資対象国における税制変更に関するリスク

当ファンドの投資対象国において、税制が変更された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

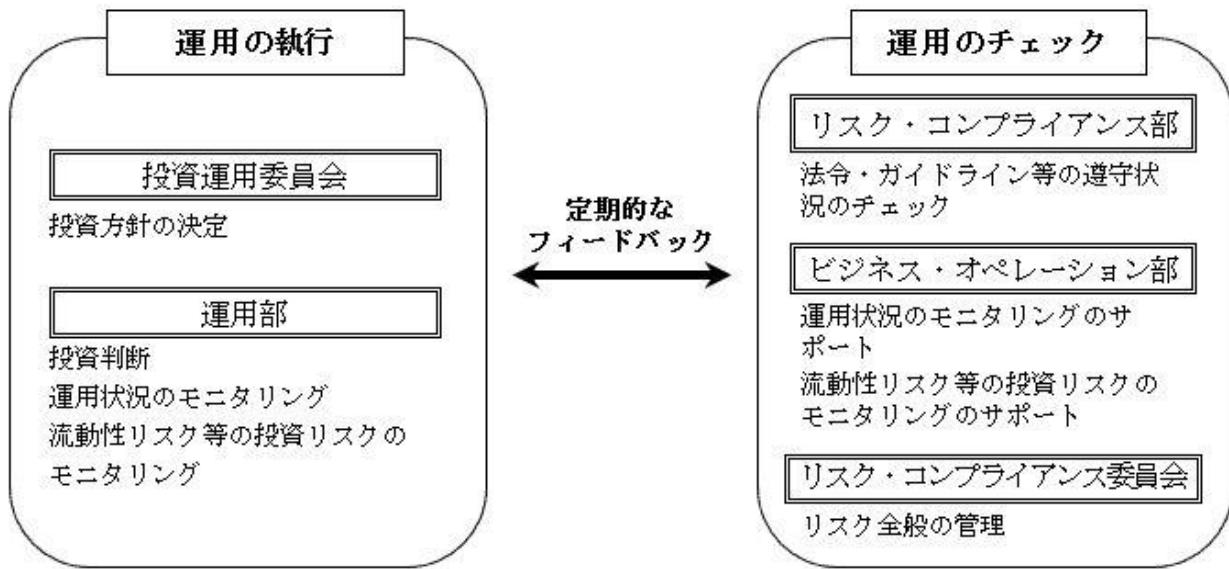
- ① 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ② 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ③ 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入出の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。
- ④ 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ⑤ 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、すでに受け付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
- ⑥ 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
- ⑦ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクリーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑧ 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
- ⑨ 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(2) リスク管理体制

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

<委託会社における投資リスク管理体制>



- ・投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、マザーファンドの運用の委託先である投資顧問会社における投資方針の遵守状況および運用状況の確認ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、当該委託先に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めています。運用部は、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施し、投資運用委員会に報告します。投資運用委員会は、危機発生時において流動性リスク管理手段の採択・発動などを行い、リスク・コンプライアンス委員会は、その検証などを行います。また、リスク・コンプライアンス委員会および取締役会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や態勢について監督します。
- ・ビジネス・オペレーション部は、運用状況および流動性リスク等の投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等に関する委託先の定期的な報告を求めるなど所要のモニタリングを行い、必要に応じて助言や意見表明を行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク・コンプライアンス委員会が行います。リスク管理に関する重要報告事項については、リスク・コンプライアンス部が、リスク・コンプライアンス委員会等に報告し、審議します。

※上記体制は2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<投資顧問会社における投資リスク管理体制>

- ・日次でインベストメント・モニタリングチーム、コンプライアンス・チームが、ガイドライン等の遵守状況の確認を行います。
- ・週次で行われるポートフォリオ・ミーティングにおいて、ポートフォリオの性質およびリスクについて報告されます。
- ・月次で開催されるリスク&パフォーマンス・ミーティングにおいて、運用実績およびリスク管理状況の分析を行います。
- ・オーバーサイト・コミッティーが四半期ごとに開催され、運用実績およびリスク管理についてレビューを行います。

※上記体制は2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

《参考情報》

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2020年4月末～2025年3月末



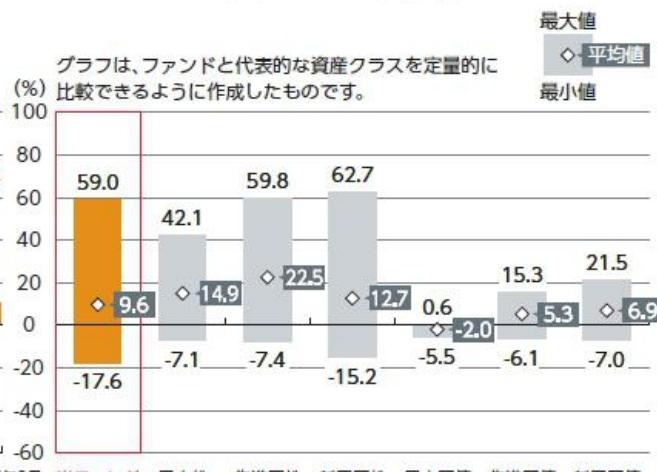
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年4月末を10,000として指標化しております。

※年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年4月末～2025年3月末



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

| | | |
|------|--|---|
| 日本株 | 配当込みTOPIX | 配当込みTOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、配当込みTOPIXの指數値及び同指數に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。 |
| 先進国株 | MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) | MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指數で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) | MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指數で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債 | NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指數です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指數です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指數です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。 |

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指數について

騰落率は、データソースが提供する各指數をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指數は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。

- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。

- ・<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.76%（税抜1.60%）を乗じて得た額が信託報酬として計算されます。信託財産の費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

| 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 | |
|-----------------------|-------------------|
| 委託会社 | 年率0.913%（税抜0.83%） |
| 販売会社 | 年率0.770%（税抜0.70%） |
| 受託会社 | 年率0.077%（税抜0.07%） |

| 役務の内容 | |
|-------|--|
| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価 |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等の対価 |
| 受託会社 | ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |

委託会社が受取る報酬には、マザーファンドの投資顧問会社であるイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドへの投資顧問報酬（信託財産の純資産総額に年率0.40%を上限とする率を乗じて得た額）が含まれます。

（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ② 委託会社は、上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払った金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。
- ③ 上記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用は、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。
- ④ 上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末もしくは信託終了のときまたは委託会社が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末に、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から受取り、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。
- ⑤ 上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。
- ⑥ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する諸費用、有価証券の借入れを行った場合の品借料、外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ⑦ 信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ⑧ マザーファンドにおける上記①および⑥の費用については、間接的に当ファンドの受益者が負担することになります。なお、当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得申込みおよび一部解約については、手数料および信託財産留保額はかかりません。

| その他の手数料等の役務の内容 | |
|----------------|-------------------------|
| 監査費用 | 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 |
| 売買委託手数料 | 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 |
| 保管費用 | 有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用 |

※上記(4)に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISA の対象ではありません。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315% および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315% および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315% および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能ですが。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能ですが。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1 口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

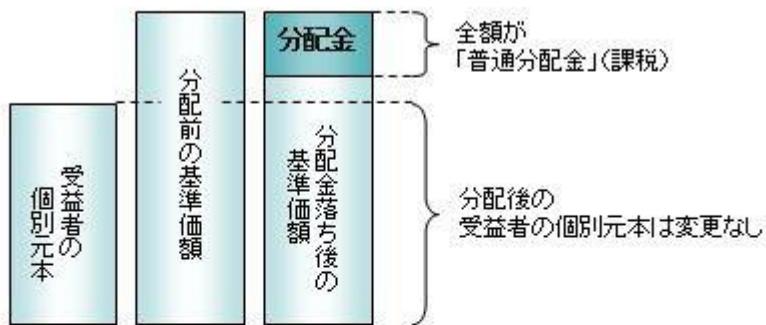
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1 口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1 口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

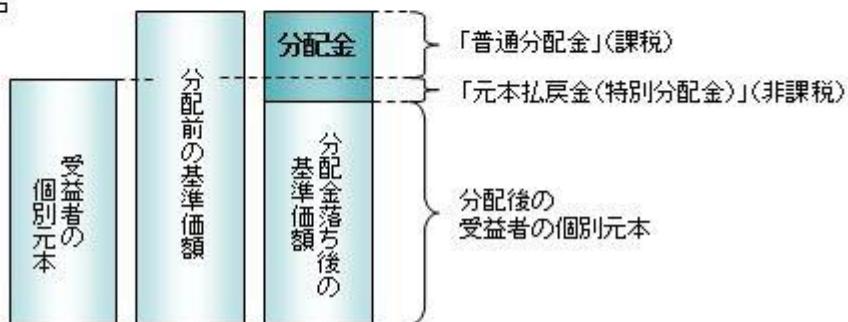
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 3 月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

《参考情報》ファンドの総経費率

対象期間：2024年9月18日～2025年3月14日

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.98% | 1.76% | 0.22% |

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません)。

消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）】

以下の運用状況は 2025 年 3 月 31 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 2,841,964,813 | 100.09 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | — | △2,441,980 | △0.09 |
| 合計(純資産総額) | | 2,839,522,833 | 100.00 |

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|---------------|-------------------------------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託受 益証券 | イーストスプリング・アジア・オセ アニア好配当株式マザーファンド | 751,425,085 | 3.6849 | 2,768,926,296 | 3.7821 | 2,841,964,813 | 100.09 |

ロ. 種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率（%） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.09 |
| 合計 | 100.09 |

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額（百万円） | | 1 口当たり純資産額（円） | |
|------------------------------|------------|-------|---------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第 19 特定期間末 (2015 年 9 月 14 日) | 7,822 | 7,955 | 0.7430 | 0.7550 |
| 第 20 特定期間末 (2016 年 3 月 14 日) | 6,845 | 6,967 | 0.6900 | 0.7020 |
| 第 21 特定期間末 (2016 年 9 月 14 日) | 6,237 | 6,353 | 0.6656 | 0.6776 |
| 第 22 特定期間末 (2017 年 3 月 14 日) | 6,748 | 6,855 | 0.7905 | 0.8025 |
| 第 23 特定期間末 (2017 年 9 月 14 日) | 6,403 | 6,500 | 0.8286 | 0.8406 |
| 第 24 特定期間末 (2018 年 3 月 14 日) | 5,939 | 6,026 | 0.8498 | 0.8618 |
| 第 25 特定期間末 (2018 年 9 月 14 日) | 5,025 | 5,106 | 0.7653 | 0.7773 |
| 第 26 特定期間末 (2019 年 3 月 14 日) | 4,783 | 4,859 | 0.7628 | 0.7748 |
| 第 27 特定期間末 (2019 年 9 月 17 日) | 4,353 | 4,426 | 0.7260 | 0.7380 |
| 第 28 特定期間末 (2020 年 3 月 16 日) | 3,414 | 3,484 | 0.6027 | 0.6147 |
| 第 29 特定期間末 (2020 年 9 月 14 日) | 3,691 | 3,757 | 0.6839 | 0.6959 |
| 第 30 特定期間末 (2021 年 3 月 15 日) | 4,283 | 4,344 | 0.8923 | 0.9043 |
| 第 31 特定期間末 (2021 年 9 月 14 日) | 3,441 | 3,495 | 0.7978 | 0.8098 |
| 第 32 特定期間末 (2022 年 3 月 14 日) | 2,959 | 3,009 | 0.7235 | 0.7355 |
| 第 33 特定期間末 (2022 年 9 月 14 日) | 3,047 | 3,095 | 0.7698 | 0.7818 |
| 第 34 特定期間末 (2023 年 3 月 14 日) | 2,738 | 2,784 | 0.7224 | 0.7344 |
| 第 35 特定期間末 (2023 年 9 月 14 日) | 2,858 | 2,902 | 0.7860 | 0.7980 |
| 第 36 特定期間末 (2024 年 3 月 14 日) | 2,844 | 2,886 | 0.8383 | 0.8503 |
| 第 37 特定期間末 (2024 年 9 月 17 日) | 2,764 | 2,804 | 0.8590 | 0.8710 |
| 第 38 特定期間末 (2025 年 3 月 14 日) | 2,790 | 2,827 | 0.8980 | 0.9100 |
| 2024 年 3 月末日 | 2,879 | — | 0.8522 | — |
| 4 月末日 | 2,976 | — | 0.8882 | — |
| 5 月末日 | 2,977 | — | 0.9009 | — |
| 6 月末日 | 3,165 | — | 0.9667 | — |
| 7 月末日 | 2,940 | — | 0.9063 | — |
| 8 月末日 | 2,877 | — | 0.8917 | — |
| 9 月末日 | 3,017 | — | 0.9395 | — |
| 10 月末日 | 3,047 | — | 0.9587 | — |
| 11 月末日 | 2,854 | — | 0.9049 | — |
| 12 月末日 | 2,962 | — | 0.9447 | — |
| 2025 年 1 月末日 | 2,880 | — | 0.9207 | — |
| 2 月末日 | 2,883 | — | 0.9253 | — |
| 3 月末日 | 2,839 | — | 0.9209 | — |

②【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金(円) |
|---------|-----------------------|--------------|
| 第19特定期間 | 2015年3月17日～2015年9月14日 | 0.0120 |
| 第20特定期間 | 2015年9月15日～2016年3月14日 | 0.0120 |
| 第21特定期間 | 2016年3月15日～2016年9月14日 | 0.0120 |
| 第22特定期間 | 2016年9月15日～2017年3月14日 | 0.0120 |
| 第23特定期間 | 2017年3月15日～2017年9月14日 | 0.0120 |
| 第24特定期間 | 2017年9月15日～2018年3月14日 | 0.0120 |
| 第25特定期間 | 2018年3月15日～2018年9月14日 | 0.0120 |
| 第26特定期間 | 2018年9月15日～2019年3月14日 | 0.0120 |
| 第27特定期間 | 2019年3月15日～2019年9月17日 | 0.0120 |
| 第28特定期間 | 2019年9月18日～2020年3月16日 | 0.0120 |
| 第29特定期間 | 2020年3月17日～2020年9月14日 | 0.0120 |
| 第30特定期間 | 2020年9月15日～2021年3月15日 | 0.0120 |
| 第31特定期間 | 2021年3月16日～2021年9月14日 | 0.0120 |
| 第32特定期間 | 2021年9月15日～2022年3月14日 | 0.0120 |
| 第33特定期間 | 2022年3月15日～2022年9月14日 | 0.0120 |
| 第34特定期間 | 2022年9月15日～2023年3月14日 | 0.0120 |
| 第35特定期間 | 2023年3月15日～2023年9月14日 | 0.0120 |
| 第36特定期間 | 2023年9月15日～2024年3月14日 | 0.0120 |
| 第37特定期間 | 2024年3月15日～2024年9月17日 | 0.0120 |
| 第38特定期間 | 2024年9月18日～2025年3月14日 | 0.0120 |

③【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率 (%) |
|-----------|---------------------------------|---------|
| 第 19 特定期間 | 2015 年 3 月 17 日～2015 年 9 月 14 日 | △14.0 |
| 第 20 特定期間 | 2015 年 9 月 15 日～2016 年 3 月 14 日 | △5.5 |
| 第 21 特定期間 | 2016 年 3 月 15 日～2016 年 9 月 14 日 | △1.8 |
| 第 22 特定期間 | 2016 年 9 月 15 日～2017 年 3 月 14 日 | 20.6 |
| 第 23 特定期間 | 2017 年 3 月 15 日～2017 年 9 月 14 日 | 6.3 |
| 第 24 特定期間 | 2017 年 9 月 15 日～2018 年 3 月 14 日 | 4.0 |
| 第 25 特定期間 | 2018 年 3 月 15 日～2018 年 9 月 14 日 | △8.5 |
| 第 26 特定期間 | 2018 年 9 月 15 日～2019 年 3 月 14 日 | 1.2 |
| 第 27 特定期間 | 2019 年 3 月 15 日～2019 年 9 月 17 日 | △3.3 |
| 第 28 特定期間 | 2019 年 9 月 18 日～2020 年 3 月 16 日 | △15.3 |
| 第 29 特定期間 | 2020 年 3 月 17 日～2020 年 9 月 14 日 | 15.5 |
| 第 30 特定期間 | 2020 年 9 月 15 日～2021 年 3 月 15 日 | 32.2 |
| 第 31 特定期間 | 2021 年 3 月 16 日～2021 年 9 月 14 日 | △9.2 |
| 第 32 特定期間 | 2021 年 9 月 15 日～2022 年 3 月 14 日 | △7.8 |
| 第 33 特定期間 | 2022 年 3 月 15 日～2022 年 9 月 14 日 | 8.1 |
| 第 34 特定期間 | 2022 年 9 月 15 日～2023 年 3 月 14 日 | △4.6 |
| 第 35 特定期間 | 2023 年 3 月 15 日～2023 年 9 月 14 日 | 10.5 |
| 第 36 特定期間 | 2023 年 9 月 15 日～2024 年 3 月 14 日 | 8.2 |
| 第 37 特定期間 | 2024 年 3 月 15 日～2024 年 9 月 17 日 | 3.9 |
| 第 38 特定期間 | 2024 年 9 月 18 日～2025 年 3 月 14 日 | 5.9 |

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期 | 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|-----------|---------------------------------|-------------|---------------|
| 第 19 特定期間 | 2015 年 3 月 17 日～2015 年 9 月 14 日 | 242,385,214 | 1,765,678,215 |
| 第 20 特定期間 | 2015 年 9 月 15 日～2016 年 3 月 14 日 | 106,990,505 | 714,469,927 |
| 第 21 特定期間 | 2016 年 3 月 15 日～2016 年 9 月 14 日 | 107,506,465 | 656,496,718 |
| 第 22 特定期間 | 2016 年 9 月 15 日～2017 年 3 月 14 日 | 94,287,479 | 928,894,617 |
| 第 23 特定期間 | 2017 年 3 月 15 日～2017 年 9 月 14 日 | 95,576,162 | 904,625,668 |
| 第 24 特定期間 | 2017 年 9 月 15 日～2018 年 3 月 14 日 | 89,532,728 | 828,505,629 |
| 第 25 特定期間 | 2018 年 3 月 15 日～2018 年 9 月 14 日 | 63,324,374 | 486,483,459 |
| 第 26 特定期間 | 2018 年 9 月 15 日～2019 年 3 月 14 日 | 60,067,367 | 356,311,089 |
| 第 27 特定期間 | 2019 年 3 月 15 日～2019 年 9 月 17 日 | 58,353,533 | 332,777,691 |
| 第 28 特定期間 | 2019 年 9 月 18 日～2020 年 3 月 16 日 | 64,095,798 | 394,303,217 |
| 第 29 特定期間 | 2020 年 3 月 17 日～2020 年 9 月 14 日 | 63,020,274 | 331,384,448 |
| 第 30 特定期間 | 2020 年 9 月 15 日～2021 年 3 月 15 日 | 59,363,607 | 655,533,027 |
| 第 31 特定期間 | 2021 年 3 月 16 日～2021 年 9 月 14 日 | 44,913,697 | 531,963,430 |
| 第 32 特定期間 | 2021 年 9 月 15 日～2022 年 3 月 14 日 | 37,820,071 | 261,750,065 |
| 第 33 特定期間 | 2022 年 3 月 15 日～2022 年 9 月 14 日 | 37,682,625 | 169,545,805 |
| 第 34 特定期間 | 2022 年 9 月 15 日～2023 年 3 月 14 日 | 32,767,674 | 200,520,277 |
| 第 35 特定期間 | 2023 年 3 月 15 日～2023 年 9 月 14 日 | 31,574,940 | 185,807,808 |
| 第 36 特定期間 | 2023 年 9 月 15 日～2024 年 3 月 14 日 | 24,632,720 | 268,227,039 |
| 第 37 特定期間 | 2024 年 3 月 15 日～2024 年 9 月 17 日 | 19,512,043 | 193,238,239 |
| 第 38 特定期間 | 2024 年 9 月 18 日～2025 年 3 月 14 日 | 17,350,989 | 129,229,448 |

(参考)

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

以下の運用状況は 2025 年 3 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---------------------|---------|----------------|---------|
| 株式 | ケイマン諸島 | 14,775,742,682 | 17.42 |
| | インド | 12,790,813,417 | 15.08 |
| | 中華人民共和国 | 11,855,937,025 | 13.98 |
| | 台湾 | 11,185,438,421 | 13.19 |
| | 韓国 | 8,253,256,540 | 9.73 |
| | オーストラリア | 7,712,890,641 | 9.10 |
| | シンガポール | 4,692,727,635 | 5.53 |
| | 香港 | 3,321,114,518 | 3.92 |
| | インドネシア | 2,565,850,541 | 3.03 |
| 小計 | | 77,153,771,420 | 90.99 |
| 投資証券 | 香港 | 3,082,695,118 | 3.64 |
| | シンガポール | 773,765,400 | 0.91 |
| | 小計 | 3,856,460,518 | 4.55 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | — | 3,786,529,701 | 4.47 |
| 合計(純資産総額) | | 84,796,761,639 | 100.00 |

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量又は額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|---------|------|-------------------------------------|--------------------|------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 台湾 | 株式 | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING | 半導体・半導体製造装置 | 1,739,323 | 4,444.10 | 7,729,735,337 | 4,295.04 | 7,470,467,424 | 8.81 |
| ケイマン諸島 | 株式 | TELENT HOLDINGS LTD | メディア・娯楽 | 664,600 | 9,179.47 | 6,100,677,091 | 9,792.59 | 6,508,155,314 | 7.68 |
| ケイマン諸島 | 株式 | ALIBABA GROUP HOLDING LTD | 一般消費財・サービス流通・小売 | 1,297,412 | 2,189.15 | 2,840,239,859 | 2,517.82 | 3,266,649,882 | 3.85 |
| オーストラリア | 株式 | BHP GROUP LIMITED | 素材 | 664,151 | 4,189.18 | 2,782,249,813 | 3,729.66 | 2,477,063,595 | 2.92 |
| 中華人民共和国 | 株式 | CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION | 銀行 | 19,212,000 | 117.43 | 2,256,145,850 | 128.77 | 2,474,006,088 | 2.92 |
| オーストラリア | 株式 | NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD | 銀行 | 724,817 | 3,423.32 | 2,481,285,679 | 3,210.95 | 2,327,354,698 | 2.74 |
| 韓国 | 株式 | SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 371,878 | 6,163.02 | 2,291,891,552 | 6,122.34 | 2,276,763,555 | 2.68 |
| 韓国 | 株式 | SK HYNIX INC | 半導体・半導体製造装置 | 106,974 | 17,808.40 | 1,905,036,817 | 20,268.81 | 2,168,235,681 | 2.56 |
| インド | 株式 | ICICI BANK LTD | 銀行 | 899,724 | 2,181.95 | 1,963,161,779 | 2,373.09 | 2,135,131,425 | 2.52 |
| インド | 株式 | HDFC BANK LIMITED | 銀行 | 657,490 | 2,950.57 | 1,939,974,703 | 3,217.63 | 2,115,560,864 | 2.49 |
| インド | 株式 | RELIANCE INDUSTRIES LTD | エネルギー | 942,170 | 2,440.27 | 2,299,154,085 | 2,244.17 | 2,114,395,302 | 2.49 |
| 中華人民共和国 | 株式 | BYD CO LTD-H | 自動車・自動車部品 | 229,500 | 5,926.10 | 1,360,040,547 | 7,818.69 | 1,794,390,732 | 2.12 |
| インド | 株式 | GAIL INDIA LTD | 公益事業 | 5,510,837 | 398.09 | 2,193,817,351 | 322.15 | 1,775,318,344 | 2.09 |
| 香港 | 投資証券 | HKT TRUST AND HKT LTD STPL | — | 8,724,000 | 190.66 | 1,663,338,777 | 197.96 | 1,727,055,384 | 2.04 |
| 香港 | 株式 | AIA GROUP LTD | 保険 | 1,507,200 | 1,432.85 | 2,159,593,027 | 1,145.51 | 1,726,515,686 | 2.04 |
| シンガポール | 株式 | SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS | 電気通信サービス | 4,444,700 | 355.62 | 1,580,629,548 | 382.37 | 1,699,548,385 | 2.00 |
| オーストラリア | 株式 | MACQUARIE GROUP LTD | 金融サービス | 84,878 | 21,134.79 | 1,793,878,934 | 19,119.13 | 1,622,794,042 | 1.91 |
| シンガポール | 株式 | DBS GROUP HOLDINGS LTD | 銀行 | 302,700 | 4,762.96 | 1,441,748,490 | 5,180.47 | 1,568,129,964 | 1.85 |
| インド | 株式 | INTERGLOBE AVIATION LTD | 運輸 | 166,198 | 7,982.12 | 1,326,612,690 | 9,003.01 | 1,496,283,253 | 1.76 |
| 台湾 | 株式 | ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT | 半導体・半導体製造装置 | 2,143,000 | 681.25 | 1,459,922,178 | 678.99 | 1,455,087,999 | 1.72 |
| シンガポール | 株式 | UNITED OVERSEAS BANK LTD | 銀行 | 335,600 | 3,551.75 | 1,191,968,240 | 4,246.27 | 1,425,049,286 | 1.68 |
| 中華人民共和国 | 株式 | CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H | 保険 | 2,981,000 | 622.34 | 1,855,206,272 | 476.65 | 1,420,911,536 | 1.68 |
| 香港 | 投資証券 | LINK REIT | — | 1,929,761 | 753.94 | 1,454,942,559 | 702.49 | 1,355,639,734 | 1.60 |
| 中華人民共和国 | 株式 | WEICHAI POWER CO LTD-H | 資本財 | 4,165,000 | 280.13 | 1,166,749,579 | 322.12 | 1,341,659,788 | 1.58 |

| | | | | | | | | | |
|---------|----|-------------------------------|------------------|-----------|-----------|---------------|-----------|---------------|------|
| 中華人民共和国 | 株式 | CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H | 銀行 | 1,389,500 | 868.65 | 1,206,992,849 | 877.39 | 1,219,137,574 | 1.44 |
| 韓国 | 株式 | HYUNDAI MOTOR CO | 自動車・自動車部品 | 57,935 | 23,245.08 | 1,346,703,973 | 20,848.49 | 1,207,857,847 | 1.42 |
| ケイマン諸島 | 株式 | JD.COM INC - CL A | 一般消費財・サービス流通・小売り | 365,400 | 3,513.41 | 1,283,802,206 | 3,159.76 | 1,154,579,227 | 1.36 |
| ケイマン諸島 | 株式 | CHINA MENGNIU DAIRY CO | 食品・飲料・タバコ | 3,051,000 | 394.01 | 1,202,124,510 | 373.25 | 1,138,793,072 | 1.34 |
| インド | 株式 | INFOSYS LTD | ソフトウェア・サービス | 377,835 | 3,375.94 | 1,275,549,801 | 2,764.34 | 1,044,465,915 | 1.23 |
| 中華人民共和国 | 株式 | PETROCHINA CO LTD-H | エネルギー | 8,528,000 | 111.73 | 952,877,277 | 118.39 | 1,009,674,266 | 1.19 |

四. 種類別及び業種別の投資比率

| 種類 | 国内／外国 | 業種 | 投資比率 (%) |
|------|-------|------------------------|----------|
| 株式 | 外国 | エネルギー | 3.68 |
| | | 素材 | 3.29 |
| | | 資本財 | 2.57 |
| | | 運輸 | 1.76 |
| | | 自動車・自動車部品 | 4.15 |
| | | 消費者サービス | 1.73 |
| | | メディア・娯楽 | 9.19 |
| | | 一般消費財・サービス流通・小売り | 5.21 |
| | | 食品・飲料・タバコ | 3.10 |
| | | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 1.15 |
| | | 銀行 | 18.93 |
| | | 金融サービス | 3.74 |
| | | 保険 | 3.71 |
| | | ソフトウェア・サービス | 1.23 |
| | | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 5.30 |
| | | 電気通信サービス | 4.87 |
| | | 公益事業 | 2.09 |
| | | 半導体・半導体製造装置 | 14.16 |
| | | 不動産管理・開発 | 1.12 |
| 投資証券 | — | — | 4.55 |
| 合計 | | | 95.53 |

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

運用実績

■基準価額・純資産の推移



*基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

*分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

2025年3月31日現在

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 9,209円 |
| 純資産総額 | 28.4億円 |

■分配の推移

(1万口当たり・税引前)

| 決算期 | 分配金 |
|----------|--------|
| 2025年 3月 | 20円 |
| 2025年 2月 | 20円 |
| 2025年 1月 | 20円 |
| 2024年12月 | 20円 |
| 2024年11月 | 20円 |
| 直近1年間累計 | 240円 |
| 設定来累計 | 7,835円 |

*分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況(マザーファンド)

組入上位10カ国・地域

| | 国・地域 | 比率(%) |
|----|---------|-------|
| 1 | 香港 | 35.5 |
| 2 | インド | 15.1 |
| 3 | 台湾 | 13.2 |
| 4 | 韓国 | 9.7 |
| 5 | オーストラリア | 9.1 |
| 6 | シンガポール | 6.4 |
| 7 | 中国 | 3.1 |
| 8 | インドネシア | 3.0 |
| 9 | アメリカ | 0.4 |
| 10 | - | - |

組入上位10業種

| | 業種 | 比率(%) |
|----|--------------------|-------|
| 1 | 銀行 | 18.9 |
| 2 | 半導体・半導体製造装置 | 14.2 |
| 3 | メディア・娯楽 | 9.2 |
| 4 | 電気通信サービス | 6.9 |
| 5 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 5.3 |
| 6 | 一般消費財・サービス流通・小売り | 5.2 |
| 7 | 自動車・自動車部品 | 4.1 |
| 8 | 金融サービス | 3.7 |
| 9 | 保険 | 3.7 |
| 10 | エネルギー | 3.7 |

組入上位10銘柄

| | 銘柄 | 国・地域 | 業種 | 比率(%) |
|----|-------------------|---------|--------------------|-------|
| 1 | TSMC／台湾セミコンダクター | 台湾 | 半導体・半導体製造装置 | 8.8 |
| 2 | テンセント・ホールディングス | 香港 | メディア・娯楽 | 7.7 |
| 3 | アリババ・グループ・ホールディング | 香港 | 一般消費財・サービス流通・小売り | 3.9 |
| 4 | BHPグループ | オーストラリア | 素材 | 2.9 |
| 5 | 中国建設銀行 | 香港 | 銀行 | 2.9 |
| 6 | ナショナル・オーストラリア銀行 | オーストラリア | 銀行 | 2.7 |
| 7 | サムスン電子 | 韓国 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 2.7 |
| 8 | SKハイニックス | 韓国 | 半導体・半導体製造装置 | 2.6 |
| 9 | ICICI銀行 | インド | 銀行 | 2.5 |
| 10 | HDFC銀行 | インド | 銀行 | 2.5 |

*比率は、マザーファンドの純資産総額を100%として計算しています。

*業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じて表示しています(一部当社判断に基づく分類を採用)。なお、GICSに関しての知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにあります。

*国・地域は、該銘柄が上場されている主要な金融商品取引所の所在国・地域を記載しています。

*銘柄名は、当社が翻訳したものであり、発行体の正式名称と異なる場合があります。

■年間收益率の推移

*当ファンドにはベンチマークはありません。



*年間收益率は、税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

*2025年は、3月末までの收益率です。

*最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

*運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>と<分配金受取りコース（一般コース）>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース（一般コース）>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・香港の金融商品取引所の休場日

- ・香港の銀行休業日

- ・オーストラリアの金融商品取引所の休場日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払ください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消すこと、または両方を行うことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2 【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・香港の金融商品取引所の休場日

- ・香港の銀行休業日

- ・オーストラリアの金融商品取引所の休場日

(4) 解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金に制限を設ける場合があります。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止すること、すでに受けた解約請求の受付けを取消すこと、または両方を行うことができます。

- ・解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受けたものとして取扱います。

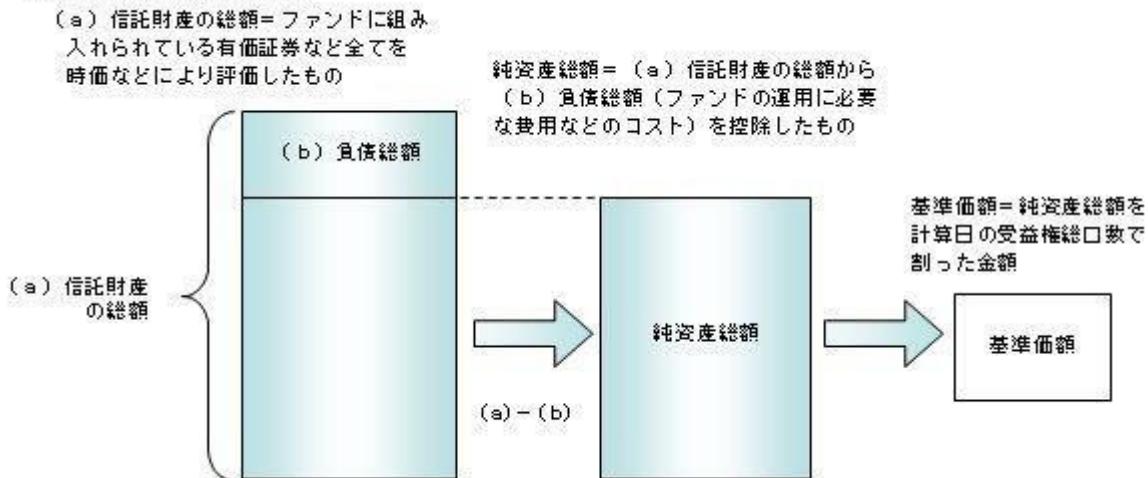
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2031年3月13日までとします（2006年3月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

※委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月 15 日から翌月 14 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の総口数が 10 億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1 カ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

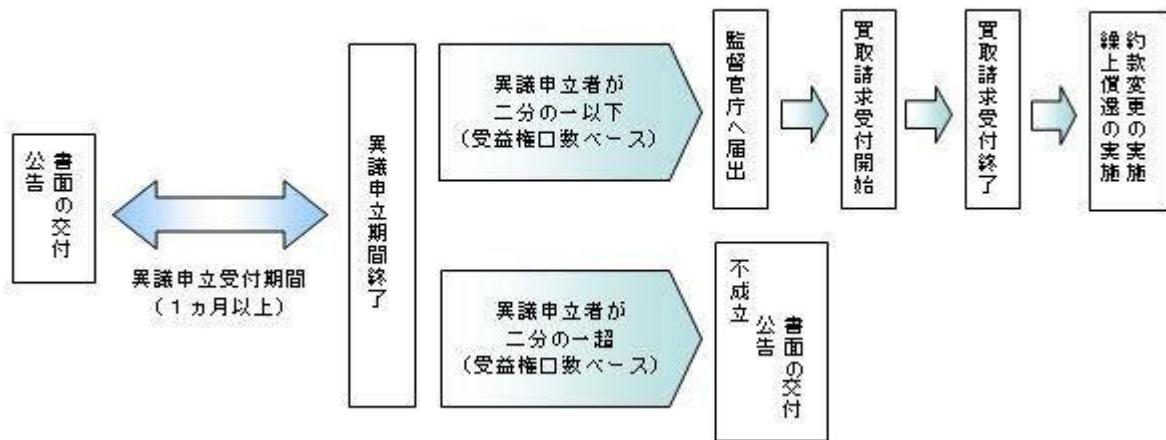
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（3月、9月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は原則として、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は 6 カ月未満であるため、財務諸表は原則として 6 カ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当特定期間（2024 年 9 月 18 日から 2025 年 3 月 14 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

イーストスプリング・インベストメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高見 昂平

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）の2024年9月18日から2025年3月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）の2025年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前特定期間 (2024年9月17日現在) | 当特定期間 (2025年3月14日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 181,066 | 139,426 |
| 親投資信託受益証券 | 2,777,021,577 | 2,801,244,663 |
| 未収入金 | 242,761 | 2,204,642 |
| 未収利息 | - | 1 |
| 流動資産合計 | 2,777,445,404 | 2,803,588,732 |
| 資産合計 | 2,777,445,404 | 2,803,588,732 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 6,437,831 | 6,214,074 |
| 未払解約金 | 423,827 | 2,344,068 |
| 未払受託者報酬 | 203,774 | 170,057 |
| 未払委託者報酬 | 4,453,915 | 3,716,937 |
| その他未払費用 | 999,460 | 1,053,226 |
| 流動負債合計 | 12,518,807 | 13,498,362 |
| 負債合計 | 12,518,807 | 13,498,362 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 3,218,915,743 | 3,107,037,284 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △453,989,146 | △316,946,914 |
| （分配準備積立金） | 460,497,478 | 409,937,903 |
| 元本等合計 | 2,764,926,597 | 2,790,090,370 |
| 純資産合計 | 2,764,926,597 | 2,790,090,370 |
| 負債純資産合計 | 2,777,445,404 | 2,803,588,732 |

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

| | 前特定期間 自 2024年3月15日 至 2024年9月17日 | 当特定期間 自 2024年9月18日 至 2025年3月14日 |
|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 5 | 54 |
| 有価証券売買等損益 | 145,102,970 | 193,607,657 |
| 営業収益合計 | 145,102,975 | 193,607,711 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,171,708 | 1,104,406 |
| 委託者報酬 | 25,610,215 | 24,138,997 |
| その他費用 | 999,460 | 1,053,226 |
| 営業費用合計 | 27,781,383 | 26,296,629 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 117,321,592 | 167,311,082 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 117,321,592 | 167,311,082 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 117,321,592 | 167,311,082 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 1,190,764 | 574,662 |
| 期首剩余金又は期首次損金（△） | △548,432,200 | △453,989,146 |
| 剩余金増加額又は欠損金減少額 | 19,614,491 | 9,341,148 |
| 当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額 | 19,614,491 | 9,341,148 |
| 剩余金減少額又は欠損金増加額 | 1,873,470 | 1,277,057 |
| 当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額 | 1,873,470 | 1,277,057 |
| 分配金 | 39,428,795 | 37,758,279 |
| 期末剩余金又は期末欠損金（△） | △453,989,146 | △316,946,914 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 当特定期間 自 2024年9月18日 至 2025年3月14日 |
|-----------------|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

| 前特定期間 自 2024年3月15日 至 2024年9月17日 | 当特定期間 自 2024年9月18日 至 2025年3月14日 |
|---|---------------------------------------|
| 当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。 | 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 前特定期間 (2024年9月17日現在) | 当特定期間 (2025年3月14日現在) |
|---|---|---|
| 1. 元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額 | 3,392,641,939円 19,512,043円 193,238,239円 | 3,218,915,743円 17,350,989円 129,229,448円 |
| 2. 特定期間末日における受益権の総数 | 3,218,915,743口 | 3,107,037,284口 |
| 3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 | 453,989,146円 | 316,946,914円 |
| 4. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.8590円 (8,590円) | 0.8980円 (8,980円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前特定期間 自 2024年3月15日 至 2024年9月17日 | 当特定期間 自 2024年9月18日 至 2025年3月14日 |
|---|--|
| 1. 分配金の計算過程 第216期 2024年3月15日 2024年4月15日 A 費用控除後の配当等収益額 4,876,934円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 2,524,074円 D 分配準備積立金額 105,824,497円 E 当ファンドの分配対象収益額 113,225,505円 F 当ファンドの期末残存口数 3,363,194,211口 G 10,000口当たり収益分配対象額 336円 H 10,000口当たり分配金額 20円 I 収益分配金額 第217期 6,726,388円 2024年4月16日 2024年5月14日 A 費用控除後の配当等収益額 11,976,428円 | 1. 分配金の計算過程 第222期 2024年9月18日 2024年10月15日 A 費用控除後の配当等収益額 84,771円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 4,430,129円 D 分配準備積立金額 457,794,642円 E 当ファンドの分配対象収益額 462,309,542円 F 当ファンドの期末残存口数 3,203,168,834口 G 10,000口当たり収益分配対象額 1,443円 H 10,000口当たり分配金額 20円 I 収益分配金額 第223期 6,406,337円 2024年10月16日 2024年11月14日 A 費用控除後の配当等収益額 1,611,582円 |

| | | | | | |
|---|---|-----------------|---|---|-----------------|
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | 119,083,256 円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | 0 円 |
| C | 収益調整金額 | 2,595,355 円 | C | 収益調整金額 | 4,793,377 円 |
| D | 分配準備積立金額 | 102,969,051 円 | D | 分配準備積立金額 | 446,443,712 円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額 | 236,624,090 円 | E | 当ファンドの分配対象収益額 | 452,848,671 円 |
| F | 当ファンドの期末残存口数 | 3,331,667,374 口 | F | 当ファンドの期末残存口数 | 3,169,658,240 口 |
| G | 10,000 口当たり収益分配対象額 | 710 円 | G | 10,000 口当たり収益分配対象額 | 1,428 円 |
| H | 10,000 口当たり分配金額 | 20 円 | H | 10,000 口当たり分配金額 | 20 円 |
| I | 収益分配金額 第 218 期 2024 年 5 月 15 日 2024 年 6 月 14 日 | 6,663,334 円 | I | 収益分配金額 第 224 期 2024 年 11 月 15 日 2024 年 12 月 16 日 | 6,339,316 円 |
| A | 費用控除後の配当等収益額 | 19,089,283 円 | A | 費用控除後の配当等収益額 | 0 円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | 35,665,955 円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | 0 円 |
| C | 収益調整金額 | 2,791,816 円 | C | 収益調整金額 | 5,133,832 円 |
| D | 分配準備積立金額 | 224,873,723 円 | D | 分配準備積立金額 | 437,360,058 円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額 | 282,420,777 円 | E | 当ファンドの分配対象収益額 | 442,493,890 円 |
| F | 当ファンドの期末残存口数 | 3,297,014,290 口 | F | 当ファンドの期末残存口数 | 3,140,518,504 口 |
| G | 10,000 口当たり収益分配対象額 | 856 円 | G | 10,000 口当たり収益分配対象額 | 1,408 円 |
| H | 10,000 口当たり分配金額 | 20 円 | H | 10,000 口当たり分配金額 | 20 円 |
| I | 収益分配金額 第 219 期 2024 年 6 月 15 日 2024 年 7 月 16 日 | 6,594,028 円 | I | 収益分配金額 第 225 期 2024 年 12 月 17 日 2025 年 1 月 14 日 | 6,281,037 円 |
| A | 費用控除後の配当等収益額 | 15,345,513 円 | A | 費用控除後の配当等収益額 | 0 円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | 194,527,753 円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | 0 円 |
| C | 収益調整金額 | 3,067,098 円 | C | 収益調整金額 | 5,494,947 円 |
| D | 分配準備積立金額 | 270,184,599 円 | D | 分配準備積立金額 | 429,578,486 円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額 | 483,124,963 円 | E | 当ファンドの分配対象収益額 | 435,073,433 円 |
| F | 当ファンドの期末残存口数 | 3,265,307,437 口 | F | 当ファンドの期末残存口数 | 3,132,093,640 口 |
| G | 10,000 口当たり収益分配対象額 | 1,479 円 | G | 10,000 口当たり収益分配対象額 | 1,389 円 |
| H | 10,000 口当たり分配金額 | 20 円 | H | 10,000 口当たり分配金額 | 20 円 |
| I | 収益分配金額 第 220 期 2024 年 7 月 17 日 2024 年 8 月 14 日 | 6,530,614 円 | I | 収益分配金額 第 226 期 2025 年 1 月 15 日 2025 年 2 月 14 日 | 6,264,187 円 |
| A | 費用控除後の配当等収益額 | 4,359,147 円 | A | 費用控除後の配当等収益額 | 2,234,820 円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | 0 円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | 0 円 |
| C | 収益調整金額 | 3,515,539 円 | C | 収益調整金額 | 5,880,136 円 |
| D | 分配準備積立金額 | 469,221,213 円 | D | 分配準備積立金額 | 422,205,000 円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額 | 477,095,899 円 | E | 当ファンドの分配対象収益額 | 430,319,956 円 |
| F | 当ファンドの期末残存口数 | 3,238,300,271 口 | F | 当ファンドの期末残存口数 | 3,126,664,242 口 |
| G | 10,000 口当たり収益分配対象額 | 1,473 円 | G | 10,000 口当たり収益分配対象額 | 1,376 円 |
| H | 10,000 口当たり分配金額 | 20 円 | H | 10,000 口当たり分配金額 | 20 円 |
| I | 収益分配金額 第 221 期 2024 年 8 月 15 日 2024 年 9 月 17 日 | 6,476,600 円 | I | 収益分配金額 第 227 期 2025 年 2 月 15 日 2025 年 3 月 14 日 | 6,253,328 円 |
| A | 費用控除後の配当等収益額 | 3,042,154 円 | A | 費用控除後の配当等収益額 | 876,779 円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | 0 円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 | 0 円 |
| C | 収益調整金額 | 3,962,500 円 | C | 収益調整金額 | 6,190,002 円 |
| D | 分配準備積立金額 | 463,893,155 円 | D | 分配準備積立金額 | 415,275,198 円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額 | 470,897,809 円 | E | 当ファンドの分配対象収益額 | 422,341,979 円 |
| F | 当ファンドの期末残存口数 | 3,218,915,743 口 | F | 当ファンドの期末残存口数 | 3,107,037,284 口 |

| | | | |
|--|--|----------------------|-------------|
| G 10,000 口当たり収益分配対象額 | 1,462 円 | G 10,000 口当たり収益分配対象額 | 1,359 円 |
| H 10,000 口当たり分配金額 | 20 円 | H 10,000 口当たり分配金額 | 20 円 |
| I 収益分配金額 | 6,437,831 円 | I 収益分配金額 | 6,214,074 円 |
| 2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 40 以内の率を乗じて得た金額 | 2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左 | | |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| 前特定期間 自 2024 年 3 月 15 日 至 2024 年 9 月 17 日 | 当特定期間 自 2024 年 9 月 18 日 至 2025 年 3 月 14 日 |
|---|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。 | 1. 金融商品に対する取組方針 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 | 2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性的状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 | 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左 |

II 金融商品の時価等に関する事項

| 前特定期間 (2024年9月17日現在) | 当特定期間 (2025年3月14日現在) |
|---|----------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 |
| 2. 時価の算定方法 ①親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 2. 時価の算定方法 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 前特定期間 (2024年9月17日現在) | 当特定期間 (2025年3月14日現在) |
|-----------|---------------------------|---------------------------|
| | 最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円） | 最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | △34,624,189 | △85,826,081 |
| 合計 | △34,624,189 | △85,826,081 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(2025年3月14日現在)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額(口) | 評価額(円) | 備考 |
|---------------|-------------------------------------|-------------|---------------|----|
| 親投資信託受益 証券 | イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株 式マザーファンド | 760,195,572 | 2,801,244,663 | |
| | 合 計 | 760,195,572 | 2,801,244,663 | |

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

| 区分 | 注記番号 | (2024年9月17日現在) | (2025年3月14日現在) |
|-------------|------|----------------|----------------|
| | | 金額 | 金額 |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | 2,227,696,948 | 1,486,316,293 |
| 金銭信託 | | 969,646 | 160,819 |
| コール・ローン | | 877,483,855 | 845,333,550 |
| 株式 | | 80,636,205,938 | 76,405,805,137 |
| 投資証券 | | 3,029,858,478 | 3,857,742,832 |
| 未収入金 | | - | 584,789,609 |
| 未収配当金 | | 269,186,043 | 158,718,103 |
| 未収利息 | | 2,644 | 8,105 |
| 流動資産合計 | | 87,041,403,552 | 83,338,874,448 |
| 資産合計 | | 87,041,403,552 | 83,338,874,448 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払金 | | - | 685,778,743 |
| 未払解約金 | | 242,761 | 2,204,642 |
| 流動負債合計 | | 242,761 | 687,983,385 |
| 負債合計 | | 242,761 | 687,983,385 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 1、2 | 25,238,133,490 | 22,429,550,621 |
| 剰余金 | | 61,803,027,301 | 60,221,340,442 |
| 剰余金又は欠損金（△） | | 87,041,160,791 | 82,650,891,063 |
| 元本等合計 | | 87,041,160,791 | 82,650,891,063 |
| 純資産合計 | | 87,041,403,552 | 83,338,874,448 |
| 負債純資産合計 | | 87,041,403,552 | 83,338,874,448 |

(注) 「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年10月7日から翌年10月6日までであります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 2024年9月18日 至 2025年3月14日 |
|-------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>株式及び投資証券につきましては、移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日ににおいて知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

| 自 2024年3月15日 至 2024年9月17日 | 自 2024年9月18日 至 2025年3月14日 |
|---|------------------------------|
| 当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。 | 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | (2024年9月17日現在) | (2025年3月14日現在) |
|---|----------------------|----------------------|
| 1. 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 28,635,254,871円 | 25,238,133,490円 |
| 期中追加設定元本額 | 445,303円 | 404,415円 |
| 期中一部解約元本額 | 3,397,566,684円 | 2,808,987,284円 |
| 元本の内訳 | | |
| イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用） | 24,432,919,625円 | 21,669,355,049円 |
| イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オーナー（毎月分配型） | 805,213,865円 | 760,195,572円 |
| 合計 | 25,238,133,490円 | 22,429,550,621円 |
| 2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数 | 25,238,133,490口 | 22,429,550,621口 |
| 3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 3,4488円 (34,488円) | 3,6849円 (36,849円) |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| 自 2024年3月15日 至 2024年9月17日 | 自 2024年9月18日 至 2025年3月14日 |
|--|------------------------------------|
| <p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。</p> <p>また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p> | <p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> |
| <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券及びデリバティブ取引は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用してております。</p> | <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>同左</p> |
| <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>①市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。</p> <p>②信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>③流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p> | <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p> |

II 金融商品の時価等に関する事項

| (2024年9月17日現在) | (2025年3月14日現在) |
|---|---|
| <p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> | <p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>同左</p> |
| <p>2. 時価の算定方法</p> <p>①株式及び投資証券</p> <p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p> |
| <p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> | <p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>同左</p> |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | (2024年9月17日現在) | (2025年3月14日現在) |
|------|--------------------------|--------------------------|
| | 当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円） | 当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円） |
| 株式 | 11,166,292,982 | △3,235,294,198 |
| 投資証券 | 418,704,567 | 1,035,244 |
| 合計 | 11,584,997,549 | △3,234,258,954 |

(注) 上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ブランドの期末日までの期間(2023年10月7日から2024年9月17日まで及び2024年10月8日から2025年3月14日)に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

(2025年3月14日現在)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|---------------|-----------------------------|-----------|--------|----------------------------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| オーストラリア ドル | BHP GROUP LIMITED | 664,151 | 38.24 | 25,397,134.24 | |
| | ORORA LTD | 1,850,073 | 2.00 | 3,700,146.00 | |
| | CSL LTD | 40,961 | 248.49 | 10,178,398.89 | |
| | NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD | 724,817 | 33.21 | 24,071,172.57 | |
| | MACQUARIE GROUP LTD | 84,878 | 196.72 | 16,697,200.16 | |
| オーストラリアドル 小計 | | 3,364,880 | | 80,044,051.86 (7,466,509,157) | |
| 香港ドル | PETROCHINA CO LTD-H | 8,528,000 | 5.91 | 50,400,480.00 | |
| | WEICHAI POWER CO LTD-H | 4,087,000 | 15.78 | 64,492,860.00 | |
| | BYD CO LTD-H | 308,000 | 360.80 | 111,126,400.00 | |
| | MEITUAN-CLASS B | 407,990 | 164.50 | 67,114,355.00 | |
| | TRIP.COM GROUP LTD | 88,050 | 467.00 | 41,119,350.00 | |
| | NETEASE INC | 139,200 | 161.00 | 22,411,200.00 | |
| | TENCENT HOLDINGS LTD | 664,600 | 507.50 | 337,284,500.00 | |
| | ALIBABA GROUP HOLDING LTD | 1,297,412 | 131.50 | 170,609,678.00 | |
| | JD.COM INC - CL A | 365,400 | 157.20 | 57,440,880.00 | |

| | | | | | |
|--------------|-------------------------------------|------------|------------|---------------------------------------|--|
| | CHINA MENNIU DAIRY CO | 3,051,000 | 18.16 | 55,406,160.00 | |
| | CHINA RESOURCES BEER HOLDING | 1,186,500 | 25.65 | 30,433,725.00 | |
| | CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION | 19,212,000 | 6.69 | 128,528,280.00 | |
| | CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H | 1,389,500 | 48.50 | 67,390,750.00 | |
| | AIA GROUP LTD | 1,884,000 | 62.80 | 118,315,200.00 | |
| | CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H | 2,981,000 | 23.80 | 70,947,800.00 | |
| | SUNNY OPTICAL TECH | 333,500 | 86.20 | 28,747,700.00 | |
| | SUN HUNG KAI PROPERTIES | 660,000 | 75.10 | 49,566,000.00 | |
| | 香港ドル 小計 | 46,583,152 | | 1,471,335,318.00 (28,087,791,220) | |
| シンガポール ドル | DBS GROUP HOLDINGS LTD | 302,700 | 44.10 | 13,349,070.00 | |
| | UNITED OVERSEAS BANK LTD | 335,600 | 36.88 | 12,376,928.00 | |
| | SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS | 4,444,700 | 3.35 | 14,889,745.00 | |
| | シンガポールドル 小計 | 5,083,000 | | 40,615,743.00 (4,510,378,260) | |
| インドネシア ピア | BANK CENTRAL ASIA TBK PT | 12,107,300 | 8,975.00 | 108,663,017,500.00 | |
| | BANK MANDIRI TBK | 9,158,600 | 4,740.00 | 43,411,764,000.00 | |
| | TELKOM INDONESIA PERSERO TBK PT | 35,214,800 | 2,430.00 | 85,571,964,000.00 | |
| | インドネシアピア 小計 | 56,480,700 | | 237,646,745,500.00 (2,162,585,384) | |
| 韓国ウォン | HYUNDAI MOTOR CO | 57,935 | 201,000.00 | 11,644,935,000.00 | |
| | HANA FINANCIAL GROUP | 95,279 | 61,600.00 | 5,869,186,400.00 | |
| | MACQUARIE KOREA INFRA FUND | 673,841 | 10,990.00 | 7,405,512,590.00 | |
| | LG INNOTEK CO LTD | 24,275 | 159,700.00 | 3,876,717,500.00 | |
| | SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD | 443,162 | 54,700.00 | 24,240,961,400.00 | |
| | KT CORP | 167,203 | 48,400.00 | 8,092,625,200.00 | |
| | SK HYNIX INC | 106,974 | 199,700.00 | 21,362,707,800.00 | |
| | 韓国ウォン 小計 | 1,568,669 | | 82,492,645,890.00 (8,422,499,145) | |
| 新台湾ドル | HON HAI PRECISION INDUSTRY CO LTD | 520,000 | 168.00 | 87,360,000.00 | |
| | QUANTA COMPUTER INC | 905,000 | 257.50 | 233,037,500.00 | |
| | ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT | 2,143,000 | 157.50 | 337,522,500.00 | |
| | PHISON ELECTRONICS CORP | 362,000 | 573.00 | 207,426,000.00 | |
| | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING | 1,739,323 | 965.00 | 1,678,446,695.00 | |
| | 新台湾ドル 小計 | 5,669,323 | | 2,543,792,695.00 (11,437,909,473) | |

| | | | | | |
|-----------------|------------------------------|---------------|------------|---|--|
| インドルピー | RELIANCE INDUSTRIES LTD | 942, 170 | 1, 247. 90 | 1, 175, 733, 943. 00 | |
| | INTERGLOBE AVIATION LTD | 166, 198 | 4, 700. 85 | 781, 271, 868. 30 | |
| | PVR INOX LTD | 314, 448 | 899. 80 | 282, 940, 310. 40 | |
| | HDFC BANK LIMITED | 657, 490 | 1, 706. 60 | 1, 122, 072, 434. 00 | |
| | ICICI BANK LTD | 899, 724 | 1, 250. 05 | 1, 124, 699, 986. 20 | |
| | FIVE-STAR BUSINESS FINANCE L | 624, 781 | 650. 40 | 406, 357, 562. 40 | |
| | INFOSYS LTD | 377, 835 | 1, 579. 85 | 596, 922, 624. 75 | |
| | INDUS TOWERS LTD | 1, 374, 244 | 327. 00 | 449, 377, 788. 00 | |
| | GAIL INDIA LTD | 5, 510, 837 | 157. 96 | 870, 491, 812. 52 | |
| | インドルピー 小計 | 10, 867, 727 | | 6, 809, 868, 329. 57 (11, 712, 973, 526) | |
| 中国人民元（オフショア） | JIANGSU HENGLI HYDRAULIC C-A | 563, 623 | 84. 78 | 47, 783, 957. 94 | |
| | MIDEA GROUP CO LTD-A | 570, 055 | 70. 01 | 39, 909, 550. 55 | |
| | INNER MONGOLIA YILI INDUS-A | 1, 447, 797 | 27. 39 | 39, 655, 159. 83 | |
| 中国人民元（オフショア） 小計 | | 2, 581, 475 | | 127, 348, 668. 32 (2, 605, 158, 972) | |
| 合 計 | | 132, 198, 926 | | 76, 405, 805, 137 (76, 405, 805, 137) | |

有価証券明細表注記

- (注) 1. 小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------------|------|----------------------------|--------------|---|----|
| 香港ドル | 投資証券 | HKT TRUST AND HKT LTD STPL | 8, 724, 000 | 88, 984, 800. 00 | |
| | | LINK REIT | 1, 929, 761 | 71, 594, 133. 10 | |
| 香港ドル合計 | | | 10, 653, 761 | 160, 578, 933. 10 (3, 065, 451, 832) | |
| シンガポールドル | 投資証券 | KEPPEL DC REIT | 3, 228, 300 | 7, 134, 543. 00 | |
| シンガポールドル合計 | | | 3, 228, 300 | 7, 134, 543. 00 (792, 291, 000) | |
| 合計 | | | | 3, 857, 742, 832 (3, 857, 742, 832) | |

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

有価証券明細表注記

- (注) 1. 小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 組入投資証券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|--------------|-----------|--------------|----------------|----------------|
| オーストラリアドル | 株式 5 銘柄 | 100.0% | — | 9.3% |
| 香港ドル | 株式 17 銘柄 | 90.2% | — | 35.0% |
| | 投資証券 2 銘柄 | — | 9.8% | 3.8% |
| シンガポールドル | 株式 3 銘柄 | 85.1% | — | 5.6% |
| | 投資証券 1 銘柄 | — | 14.9% | 1.0% |
| インドネシアルピア | 株式 3 銘柄 | 100.0% | — | 2.7% |
| 韓国ウォン | 株式 7 銘柄 | 100.0% | — | 10.5% |
| 新台湾ドル | 株式 5 銘柄 | 100.0% | — | 14.3% |
| インドルピー | 株式 9 銘柄 | 100.0% | — | 14.6% |
| 中国人民元（オフショア） | 株式 3 銘柄 | 100.0% | — | 3.2% |

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2025 年 3 月 31 日現在です。

【イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

| | |
|----------------------|--------------------|
| I 資産総額 | 2, 842, 008, 845円 |
| II 負債総額 | 2, 486, 012円 |
| III 純資産総額（I - II） | 2, 839, 522, 833円 |
| IV 発行済口数 | 3, 083, 387, 210 口 |
| V 1 口当たり純資産額（III／IV） | 0. 9209円 |

(参考)

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

純資産額計算書

| | |
|----------------------|---------------------|
| I 資産総額 | 85, 221, 725, 400円 |
| II 負債総額 | 424, 963, 761円 |
| III 純資産総額（I - II） | 84, 796, 761, 639円 |
| IV 発行済口数 | 22, 420, 780, 134 口 |
| V 1 口当たり純資産額（III／IV） | 3. 7821円 |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

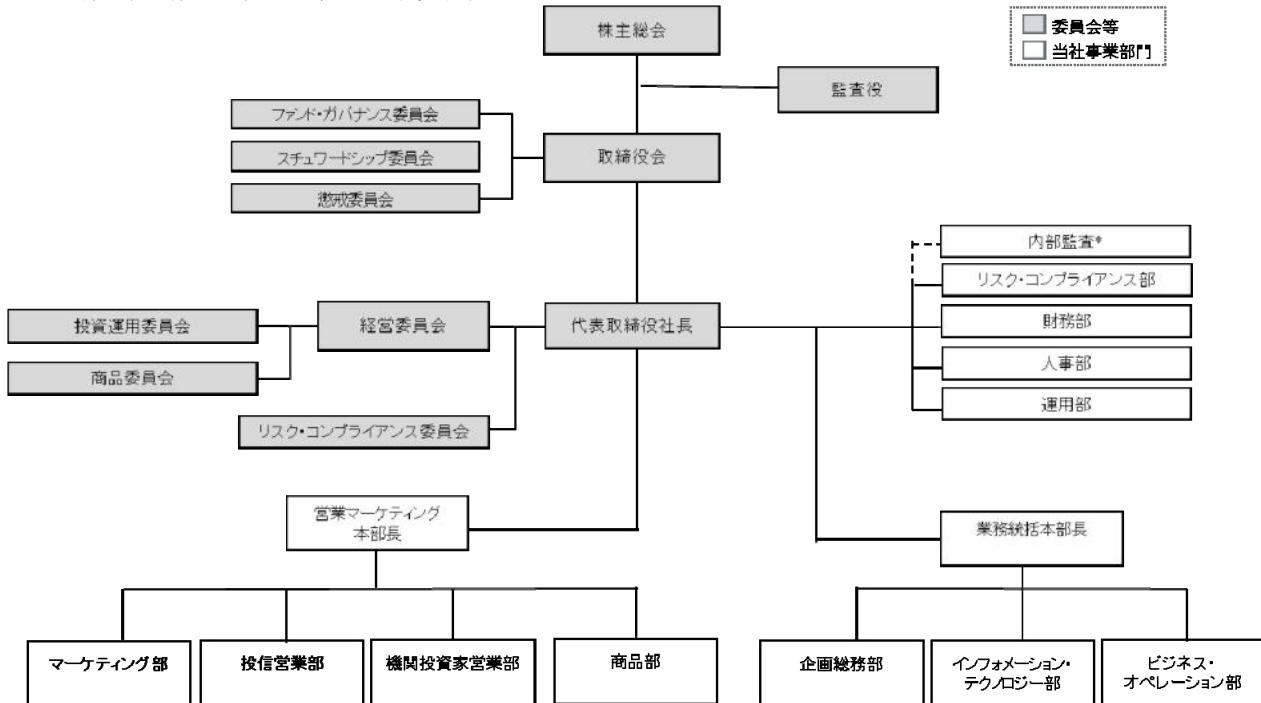
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年3月末現在）

| | |
|-------------------|---------------|
| 資本金の額 | : 649.5 百万円 |
| 発行する株式の総数 | : 30,000 株 |
| 発行済株式総数 | : 23,060 株 |
| 過去5年間における主な資本金の増減 | : 該当事項はありません。 |

(2) 委託会社等の機構（2025年3月末現在）



*内部監査はブルデンシャル・グループの内部監査部門に業務委託して実施する。

・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中より代表取締役を1名以上選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。

取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

投資運用委員会において投資方針を決定します。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、流動性リスク等の投資リスクのモニタリングも行います。

リスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況をチェックします。ビジネス・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

・監督体制

業務執行ラインからの独立性を維持し潜在的な利益相反を排除する目的で、取締役会から直接委嘱された懲戒委員会、スチュワードシップ委員会、ファンド・ガバナンス委員会を設置しています。

業務執行においては、代表取締役社長から委嘱された経営委員会とリスク・コンプライアンス委員会が、各々、当社の業務執行における意思決定機関、およびその法令遵守とリスク管理状況を監視する機関として設置されています。さらに、経営委員会から委嘱された投資運用委員会と商品委員会の各々が、専門的に顧客資産の運用状況や新商品の設計などに係わる審議・報告・承認を行い、その内容を経営委員会に報告しています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2025年3月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|-----------|----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 27 | 863,125 |
| 合計 | 27 | 863,125 |

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)第 2 条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 26 期事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年3月3日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 稲葉 宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する

注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するためには、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2023年12月31日) | 当事業年度 (2024年12月31日) |
|-------------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,825,477 | 3,040,961 |
| 有価証券 | 13,389 | 10,476 |
| 前払費用 | 61,876 | 90,906 |
| 未収委託者報酬 | 1,543,611 | 2,959,382 |
| 未収入金 | 33,458 | 109,699 |
| 流動資産合計 | 3,477,813 | 6,211,425 |
| 固定資産 | | ※1 |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 107 | 101 |
| 器具備品 | 6,977 | 23,703 |
| リース資産 | 0 | 0 |
| 有形固定資産合計 | 7,084 | 23,804 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | - | 28,625 |
| 無形固定資産合計 | - | 28,625 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期差入保証金 | 27,281 | 22,371 |
| 繰延税金資産 | 144,710 | 139,034 |
| 投資その他の資産合計 | 171,992 | 161,406 |
| 固定資産合計 | 179,077 | 213,835 |
| 資産合計 | 3,656,890 | 6,425,261 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | |
| 未払手数料 | 857,995 | 1,669,440 |
| 関係会社未払金 | 153,822 | 335,477 |
| その他未払金 | 34,702 | 58,824 |
| 未払費用 | 43,107 | 15,391 |
| 未払法人税等 | 95,262 | 728,159 |
| 預り金 | 19,999 | 13,364 |
| 賞与引当金 | 203,226 | ※2 |
| 未払消費税等 | 68,755 | 222,139 |
| リース債務 | 959 | 959 |
| 流動負債合計 | 1,477,832 | 3,333,106 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 280,216 | 319,786 |
| リース債務 | 1,359 | 399 |
| 固定負債合計 | 281,575 | 320,186 |
| 負債合計 | 1,759,408 | 3,653,292 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 649,500 | 649,500 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 616,875 | 616,875 |

| | | |
|----------|-----------|-----------|
| 資本剰余金合計 | 616,875 | 616,875 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 631,107 | 1,505,593 |
| 利益剰余金合計 | 631,107 | 1,505,593 |
| 株主資本合計 | 1,897,482 | 2,771,968 |
| 純資産合計 | 1,897,482 | 2,771,968 |
| 負債・純資産合計 | 3,656,890 | 6,425,261 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|----------------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 4,967,312 | 9,668,416 |
| 運用受託報酬 | 9,370 | - |
| その他営業収益 | 244,302 | 349,230 |
| 営業収益合計 | 5,220,984 | 10,017,646 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 2,497,032 | 5,227,756 |
| 広告宣伝費 | 70,638 | 72,486 |
| 調査費 | 163,733 | 291,780 |
| 委託調査費 | 623,280 | 705,794 |
| 委託計算費 | 102,191 | 109,937 |
| 通信費 | 8,102 | 7,710 |
| 諸会費 | 2,659 | 4,573 |
| 営業費用合計 | 3,467,638 | 6,420,040 |
| 一般管理費 | | |
| 役員報酬 | 167,076 | 145,762 |
| 給料・手当 | 602,392 | 590,464 |
| 賞与 | 138,601 | 235,551 |
| 交際費 | 3,861 | 2,777 |
| 旅費交通費 | 14,486 | 18,903 |
| 租税公課 | 29,868 | 45,945 |
| 不動産賃借料 | 121,669 | 122,366 |
| 退職給付費用 | 70,977 | 65,662 |
| 減価償却費 | 1,398 | ※1 |
| 採用費 | 15,239 | 4,148 |
| 専門家報酬 | 20,139 | 15,233 |
| 業務委託費 | 31,524 | 38,398 |
| 敷金の償却 | 4,909 | 4,909 |
| 諸経費 | 92,997 | 131,819 |
| 一般管理費合計 | 1,315,142 | 1,428,752 |
| 営業利益 | 438,204 | 2,168,853 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 5 | 84 |
| 受取配当金 | 12 | 12 |
| 有価証券売却益 | 32,679 | 562 |
| 有価証券評価益 | 435 | - |
| 為替差益 | 1,377 | - |
| 雑収入 | 33 | 27 |
| 営業外収益合計 | 34,544 | 685 |
| 営業外費用 | | |
| 有価証券評価損 | - | 630 |
| 為替差損 | - | 23,379 |
| 営業外費用合計 | - | 24,010 |
| 経常利益 | 472,748 | 2,145,529 |
| 税引前純利益 | 472,748 | 2,145,529 |

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 法人税、住民税及び事業税 | 87,072 | 735,366 |
| 法人税等調整額 | △ 144,710 | 5,676 |
| 法人税等合計 | △ 57,638 | 741,042 |
| 当期純利益 | 530,386 | 1,404,486 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

| 項目 | 株主資本 | | | | 純資産 合計 | |
|---------|---------|---------|----------|------------|-----------|--|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本 合計 | | |
| | | 資本準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 649,500 | 616,875 | 100,720 | 1,367,095 | 1,367,095 | |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | — | — | 530,386 | 530,386 | 530,386 | |
| 当期変動額合計 | — | — | 530,386 | 530,386 | 530,386 | |
| 当期末残高 | 649,500 | 616,875 | 631,107 | 1,897,482 | 1,897,482 | |

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

| 項目 | 株主資本 | | | | 純資産 合計 | |
|---------|---------|---------|-----------|------------|-----------|--|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本 合計 | | |
| | | 資本準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 649,500 | 616,875 | 631,107 | 1,897,482 | 1,897,482 | |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剩余金の配当 | — | — | △ 530,000 | △ 530,000 | △ 530,000 | |
| 当期純利益 | — | — | 1,404,486 | 1,404,486 | 1,404,486 | |
| 当期変動額合計 | — | — | 874,486 | 874,486 | 874,486 | |
| 当期末残高 | 649,500 | 616,875 | 1,505,593 | 2,771,968 | 2,771,968 | |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 18年

器具備品 4年～6年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しており、退職給付引当金に含めて開示しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託者報酬及び運用受託報酬を獲得しております。

契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(貸借対照表関係)

※1. 固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

有形固定資産

| | 前事業年度末 (2023年12月31日) | 当事業年度末 (2024年12月31日) |
|-------|-------------------------|-------------------------|
| 建物 | 113,359千円 | 113,365千円 |
| 器具備品 | 58,171千円 | 61,871千円 |
| リース資産 | 5,234千円 | 5,234千円 |
| 計 | 176,764千円 | 180,471千円 |

(注) 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

※2. 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

| | 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|--------|---|---|
| 有形固定資産 | 1,398千円 | 3,934千円 |
| 無形固定資産 | -千円 | 2,874千円 |
| 計 | 1,398千円 | 6,809千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度 期首株式数 | 前事業年度 増加株式数 | 前事業年度 減少株式数 | 前事業年度 末株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式 | 23,060株 | - | - | 23,060株 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|-----------|
| 2024/3/22 定時株主総会 | 普通株式 | 500,000 | 利益剰余金 | 21,682 | 2023/12/31 | 2024/3/22 |

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度 期首株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度 末株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式 | 23,060 株 | - | - | 23,060 株 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|-----------|
| 2024/3/22 定時株主総会 | 普通株式 | 530,000 | 利益剰余金 | 22,983 | 2023/12/31 | 2024/3/22 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|-----------|
| 2025/3/24 定時株主総会 | 普通株式 | 1,404,000 | 利益剰余金 | 60,884 | 2024/12/31 | 2025/3/24 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|--------------|--------|------|
| 有価証券 | 13,389 | 13,389 | - |
| 長期差入保証金 | 27,281 | 27,135 | △146 |

当事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|--------------|--------|-------|
| 有価証券 | 10,476 | 10,476 | - |
| 長期差入保証金 | 22,371 | 21,971 | △ 401 |

(注 1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注 2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|---------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 1,825,477 | — | — | — |
| 未収委託者報酬 | 1,543,611 | — | — | — |
| 未収入金 | 33,458 | — | — | — |
| 長期差入保証金 | — | 27,281 | — | — |
| 合計 | 3,402,547 | 27,281 | — | — |

当事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|---------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 3,040,961 | — | — | — |
| 未収委託者報酬 | 2,959,382 | — | — | — |
| 未収入金 | 109,699 | — | — | — |
| 長期差入保証金 | — | 22,371 | — | — |
| 合計 | 6,110,042 | 22,371 | — | — |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|------|------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券 | — | 13,389 | — | 13,389 |
| 資産計 | — | 13,389 | — | 13,389 |

当事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|------|------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券 | — | 10,476 | — | 10,476 |
| 資産計 | — | 10,476 | — | 10,476 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「有価証券」

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度末（2023年12月31日）

(単位:千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|---------|------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期差入保証金 | - | 27,135 | - | 27,135 |
| 資産計 | - | 27,135 | - | 27,135 |

当事業年度末（2024年12月31日）

(単位:千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|---------|------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期差入保証金 | - | 21,971 | - | 21,971 |
| 資産計 | - | 21,971 | - | 21,971 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「長期差入保証金」

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。レベル2の時価に分類しております。

なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

(有価証券関係)
売買目的有価証券

| | 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|------------------|---|---|
| 事業年度の損益に含まれた評価差額 | 435千円 | △ 630千円 |

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

| | 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|-------------|---|---|
| 退職給付引当金期首残高 | 261,756千円 | 280,216千円 |
| 退職給付費用 | 86,131千円 | 75,149千円 |
| 退職給付の支払額 | △ 67,671千円 | △ 35,579千円 |
| 退職給付引当金期末残高 | 280,216千円 | 319,786千円 |

(注) 上表については、役員に対する退職慰労金に係る金額を含めて表示しております。

3. 退職給付費用に関する事項

| | 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|----------------|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 70,977千円 | 65,662千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2023年12月31日) | 当事業年度 (2024年12月31日) |
|--------------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 47,545 | 69,252 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 85,802 | 97,918 |
| 未払費用否認額 | 7,664 | 25,488 |
| 未払事業税 | 6,049 | 35,905 |
| 株式報酬費用 | 2,456 | 2,472 |
| 資産除去債務 | 27,363 | 28,866 |
| 減損損失 | 7,940 | 4,922 |
| 繰越欠損金 | 28,779 | - |
| 有価証券評価損 | 174 | 450 |
| その他 | 639 | 505 |
| 繰延税金資産の総額 | 214,415 | 265,782 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △ 28,779 | - |
| 将来減算一時差異等の合計に係る | | |
| 評価性引当額 | △ 40,925 | △ 126,748 |
| 評価性引当額小計 | △ 69,704 | △ 126,748 |
| 繰延税金資産合計 | 144,710 | 139,034 |
| 繰延税金資産の純額 | 144,710 | 139,034 |

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|-----------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------|----------|
| 税務上の繰越欠損金 | - | - | - | - | - | 28,779 | 28,779 |
| 評価性引当金 | - | - | - | - | - | △ 28,779 | △ 28,779 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | - |

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金 28,779 千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上しております。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

当事業年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2023年12月31日)

| | |
|--------------------|----------|
| 法定実効税率 | 30.62% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.70% |
| 住民税均等割 | 0.20% |
| 評価性引当額の増減 | △ 28.58% |
| 繰越欠損金の利用 | △ 18.23% |
| その他 | 0.10% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | △ 12.19% |

当事業年度(2024年12月31日)

| | |
|--------------------|---------|
| 法定実効税率 | 30.62% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.84% |
| 住民税均等割 | 0.04% |
| 評価性引当額の増減 | 4.44% |
| 繰越欠損金の利用 | △ 1.34% |
| その他 | △ 0.07% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 34.54% |

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|----------------------------------|-------------|------------------|-----------|----------------------------|-------------------------------|--------------|--------------|-----|--------------|
| 親会社 | ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド | 英国 ロンドン市 | 3,303 百万 米ドル | 持株 会社 | 被所有 間接 100% | 管理業務の 委託 情報システム 関連契約 | 情報関連費 の支払 | 4,111 | 未払金 | 4,055 |

(2) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|-------------------------------------|------------|-----------------------------|------------------|----------------------------|----------------|-------------------|--------------|----------|--------------|
| 親会社の 子会社 | イーストスプリング・インベストメント（シンガポール）リミテッド | シンガポー ル | 1 百万 シンガ ポール ドル | 投資 運用業 | なし | サービス契約 | その他営業収益の受取(注 2) | 244,302 | 未收 入金 | 32,418 |
| | | | | | | 調査業務の 委託 | 委託調査費の 支払(注 1) | 541,969 | 未払金 | 101,230 |
| | | | | | | 計算業務の 委託 | 委託計算費の 支払(注 1) | 422 | | |
| | | | | | | 管理業務の 委託 | 情報関連費の 支払 | 22,459 | 未收 入金 | 1,039 |
| | | | | | | 情報システム 関連契約 | | | 未払金 | 14,056 |
| 親会社の 子会社 | イーストスプリング・インベストメント・サービス・プライベートリミテッド | シンガポー ル | 1 千 5 万 シンガ ポール ドル | その他 サービ ス業 | なし | 情報システム 関連契約 | 情報関連費の 支払 | 13,768 | 未払金 | 9,227 |
| 親会社の 子会社 | ブルーデンシャル・サービス・アジア | マレーシア | 319 百万 マレー シアンギ ット | サービ ス業 | なし | 情報システム 関連契約 | 業務委託 | 712 | 未払金 | 673 |
| 親会社の 子会社 | ブルーデンシャル・サービス・シンガポール・ブライベートリミテッド | シンガポー ル | 2 シンガ ポール ドル | サービ ス業 | なし | 情報システム 関連契約 | 業務委託 | 24,202 | 未払金 | 24,579 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注 2) その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。

料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc (ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場)

Prudential Corporation Asia Limited

Prudential Holdings Limited

Prudential Corporation Holdings Limited

Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|----------------------------------|-------------|------------------|-----------|----------------------------|-------------------------------|--------------|--------------|-----|--------------|
| 親会社 | ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド | 英国 ロンドン市 | 146 百万米 ドル | 持株 会社 | 被所有 間接 100% | 管理業務の 委託 情報システム 関連契約 | 情報関連費の 支払 | 4,149 | 未払金 | 3,478 |
| | | | | | | | 業務委託 | 25,432 | 未払金 | - |

(2) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|-----------------------------------|------------|--------------------------|-----------|----------------------------|---|---------------------|--------------|----------|--------------|
| 親会社の 子会社 | イーストスプリング・インベストメント（シンガポール）リミテッド | シンガポー ル | 1 百万 シンガ ポール ドル | 投資 運用業 | なし | サービス契約 調査業務の 委託 計算業務の 委託 管理業務の 委託 情報システム 関連契約 | その他営業収 益の受取(注 1) | 347,593 | 未收 入金 | 108,409 |
| | | | | | | | 委託調査費の 支払(注 2) | 635,211 | 未払金 | 131,295 |
| | | | | | | | 委託計算費の 支払(注 2) | 50 | | |
| | | | | | | | 情報関連費の 支払 | 29,228 | 未払金 | 165,774 |
| | | | | | | | 業務委託 | 117,686 | | |
| 親会社の 子会社 | ブルーデンシャル・サービスズ・シンガポール・プライベートリミテッド | シンガポー ル | 2 シンガ ポール ドル | サービ ス業 | なし | 管理業務の 委託 情報システム 関連契約 | 情報関連費の 支払 | 2,183 | 未払金 | - |
| | | | | | | | 業務委託 | 24,032 | 未払金 | 12,058 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。

料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注 2) 委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc (ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場)

Prudential Corporation Asia Limited

Prudential Holdings Limited

Prudential Corporation Holdings Limited

Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

(収益認識に関する注記)

1. 収益を分解した情報

当社の収益構成は次のとおりです。

| | 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) |
|---------|---|---|
| 委託者報酬 | 4,967,312千円 | 9,668,416千円 |
| 運用受託報酬 | 9,370千円 | -千円 |
| その他営業収益 | 244,302千円 | 349,230千円 |
| 計 | 5,220,984千円 | 10,017,646千円 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他営業収益 | 合計 |
|-------------|-----------|--------|---------|-----------|
| 外部顧客からの営業収益 | 4,967,312 | 9,370 | 244,302 | 5,220,984 |

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他営業収益 | 合計 |
|-------------|-----------|--------|---------|------------|
| 外部顧客からの営業収益 | 9,668,416 | - | 349,230 | 10,017,646 |

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

| 顧客の名称 | 営業収益 | 関連するセグメント |
|-----------------------|-----------|-----------|
| イーストスプリング・インド株式オーブン | 1,422,702 | 投資運用業 |
| イーストスプリング・インド消費関連ファンド | 1,047,059 | 投資運用業 |

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

| 顧客の名称 | 営業収益 | 関連するセグメント |
|-----------------------|-----------|-----------|
| イーストスプリング・インド消費関連ファンド | 3,065,141 | 投資運用業 |
| イーストスプリング・インド株式オーブン | 2,979,316 | 投資運用業 |

(注) 個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位としております。

(1 株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日) | 当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日) |
|---------------|---|---|
| 1 株当たり純資産額 | 82,284 円 57 銭 | 120,206 円 79 銭 |
| 1 株当たり当期純利益金額 | 23,000 円 29 銭 | 60,905 円 75 銭 |

(注 1) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注 2) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日) | 当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日) |
|--------------|---|---|
| 当期純利益 | 530,386 千円 | 1,404,486 千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - | - |
| 普通株主に係る当期純利益 | 530,386 千円 | 1,404,486 千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 23,060 株 | 23,060 株 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追 加 型 証 券 投 資 信 託

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン
(毎月分配型)

約 款

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第24条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。
- ② 定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。
- ③ 国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。
- ④ 実質組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- ⑥ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的のため、約款第28条、第29条および第30条の範囲で行います。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

第3期決算時（平成18年7月14日）以降、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 原則として、毎決算時に、主に配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。また、3月、6月、9月、12月の決算時には、配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等から、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、イーストスプリング・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律において準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から令和13(2031)年3月13日までとします。ただし、この信託期間中に第55条第1項、第56条第1項、第57条第1項および第59条第2項に掲げる事項が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。

② この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第33条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第35条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指

定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以後に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第1項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額および手数料等）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第8条1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得の申込みに応ずるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に限り、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、取得申込日が別に定める日にあたる場合は、受益権の取得の申込みに応じないものとします。ただし、第51条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合は

除きます。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第4項に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定める3.5%以内の率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（この信託契約締結日前の取得申込については1口につき1円）に乗じて得た額とします。
- ⑤ 前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、第45条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を中止すること、すでに受けた取得申込の受付を取消すこと、またはその両方を行うことができます。

（受益証券の種類）

第14条 （削除）

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえ

ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、
委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第17条 (削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第18条 (削除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第19条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第20条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2
条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい
い、約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限ります。）

ハ 金銭債権（イおよびニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ニ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

第22条 委託者は、信託金を主としてイーストスプリング・インベストメント株式会社を委託
者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたイーストスプリング・
アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）
の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と
みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分
離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律の規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4
号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項

第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に関する法律の規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第23条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、第36条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第21条ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第27条から第33条まで、第35条、第40条、第41条および第42条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第24条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第25条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および新株予約権証券、当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

- 第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付にかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図・範囲）

- 第28条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図

をすることができます。

- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・範囲)

第29条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第30条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第30条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

第32条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第33条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しましたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第34条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第1項および第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資

産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第35条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第36条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第37条 (削除)

(混藏寄託)

第38条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第39条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるとときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第40条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第41条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第42条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合を当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第43条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第44条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりその他別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第45条 この信託の計算期間は、原則として毎月15日から翌月14日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成18年3月30日から平成18年5月15日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第46条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用等)

第47条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、

毎計算期末もしくは信託終了のときまたは委託者が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末に、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁し、委託者の責任において、実際の支払いに充当します。

- ⑤ 第1項に定める信託事務の処理に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第48条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、信託金の主要投資対象であるマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た金額とします。

(収益の分配方式)

第49条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第50条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。

以下同じ。)については第51条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第51条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第51条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第53条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、原則として、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、原則として、第54条第1項の受益者の請求を受付けた日より起算して5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(受益証券の保護預かり)

第52条 (削除)

(収益分配金および償還金の時効)

第53条 受益者が、収益分配金については第51条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第51条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第54条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口の整数倍で委託者および委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が認める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日にあたる場合は、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項の規定による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、すでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消すこと、またはその両方を行う

ことができます。

- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付たものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第55条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第56条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第57条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第58条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第60条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第61条 第55条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第55条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を通じて、受

託者に対し自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者ならびに委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の協議により決定するものとします。

(信託期間の延長)

第62条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

第62条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第63条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第64条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条（受益証券の種類）から第20条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 第30条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第30条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値

をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成18年3月30日

委託者 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(付表)

約款第13条第1項および第54条第2項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

香港の金融商品取引所の休場日

香港の銀行休業日

オーストラリアの金融商品取引所の休場日